

有罪か？無罪か？

デモステネスの『アンドロティオン弾劾』

木曾 明子

**Guilty or Not Guilty ?
Demosthenes' AGAINST ANDROTION**

Akiko Kiso

Abstract

One of the principal interests western civilization has taken over from the Greeks is rhetoric or techniques of oratory. Rhetoric was a product of democratic society in which the power of speech played an important part not only in political and litigious scenes but also in social and intellectual life. The present writer examines how Demosthenes, who as an orator and statesman controlled the fate of Athens, exploited and developed the art of persuasion in one of his earliest public speeches AGAINST ANDROTION.

まえがき

事件の概要 アテナイの民主政治の柱は、国政の最高議決機関である民会にあり、年四十回開かれるその定例会議ですべての国事が議決された。しかし民会で審議され投票にかけられる議案は、あらかじめ評議会で先議されていなければならなかった（アリストテレス『アテナイ人の国制』45.4）。評議会は、十の部族から各五十名選出された三十才以上の市民五百人で構成され、一年を任期に交代制を取ったが、年度替わりで新任者に席を譲る旧評議員には、労をねぎらう金冠が授与されることが慣わしとなっていた。だがそれには条件があり、在任中に所定の数の軍船を建造せねばならなかった（『アテナイ人の国制』46.1）。軍船とは、三段櫂船と呼ばれる手漕ぎの木造船である。敏捷的確なオール捌きによってエーゲ海を縦横に疾駆する船団は、絶頂期のアテナイの海上覇権を支え、国力の重要な担い手となっていた。

ところが前三五六／五年の評議会は、この三段櫂船を一隻も建造せぬまま、任期満了を迎えてしまった。建造事業の財務官が費用を着服して失踪したためであったらしい。しかしここに三十年以上の経歴を持つ有力政治家アンドロティオンが、評議会の先議を経ぬまま民会に授冠報奨を提議し、投票可決させたのである。それに対して起こされた抗議が、本編の“違法提案の訴え”（graphe paranomon）である。提訴したのは、アンドロティオンのかねてよりの敵エウクテモンとディオドロスである。

訴訟のための陪審廷は、アテナイの民主制を支えたもう一つの柱である民衆裁判制度に拠って

いたが、三十才以上の市民六千人が一年任期で陪審員を務め、公訴 (graphe) か私訴 (dike) か、また私訴であれば係争額が一千ドラクマ以上か以下か、などによってそれぞれ規模の異なる法廷を構成し、場合によっては二、ないしは三法廷が合同で裁判に当たるという形式をとっていた。

可決された議案の違法性を訴えるという本稿の弁論は、上の分類によれば公訴であるが、全編激しい私的怨恨に塗りつぶされている。冒頭から弁者は、告発の目的の一つが私的報復を果たすためである、と明言するが、現代の読者にはやや奇矯とも聞こえるこの種の発言は、アテナイの裁判では決して例外的なことでもなければ非常識とも考えられておらず、むしろ後に触れる職業的告訴者 (シュコパンテス) の疑惑を持たれないようにするために、必要な手続きでもあったようである。では原告の私的怨恨とは何か。

前三五七年、同盟諸国の離反により戦争に突入したアテナイは、かつてない深刻な経済的危機に陥った。この間アンドロティオンは、徴税役人エウクテモンを横領で告発し、民会で免職を決議させた。また市民ディオドロスに父親殺しの嫌疑をかけたが、彼を告発する代わりにその叔父を、不敬の男と交わっているとの廉で訴えた。(この提訴は、しかし、五分の一の賛成票を得られず失敗に終わり、アンドロティオンは規定により罰金を支払ったと思われる。) さて彼は枯渇した国庫を満たす方策として、前三七八/七年以来の戦時臨時財産税未納分を徴収するという提案を可決させたが、その任務遂行のため、臨時に十人の委員を選出させ、自分がその指導的地位に就いた。彼の言うままに刑務役人 (ヘンデカ) は違反者を投獄し、徴収役人 (アポデクタイ) は容赦なく取り立てを行い、国有奴隷 (ヒュペレタイ) が監査役を務めた。未納分十四タラントンのうち七タラントンの徴収に成功したアンドロティオンは、あくどい取り立てで激しい怨嗟を浴びたものの (と少なくとも本弁論の弁者は言う)、隆々たる勢力は依然として続いた。国庫が満たされさえすれば自分たちの経済的利益が守られるため、市民は黙認したようである。またほどなく、アクロポリス宝物庫の管理役に就き (あるいはこの役職についていたので地位を利用して)、純金奉納品など、同盟国からの奉献物の鋳直しを提議し、その工程の監督役に自分が就くことを民会に認めさせた。通常執務審査も行われぬ杜撰な管理業務は当然ながら疑惑を招いたが、これをも国庫金補充のために行った名誉ある貢献と主張して憚らないアンドロティオンは、さらに前三五六/五年の評議委員退任にあたって、軍船建造がなされていなかったにもかかわらず、慣例通りの授冠を民会に提議した。メイディアスを含む若干の市民が抗議したが、これを押さえて投票可決させる。アンドロティオンに対する報復の機会を窺っていたエウクテモンとディオドロスは、ただちにその可決を失効させようと“違法提案の訴え” (graphe paranomon) を提出した (前三五五/四)。提訴が受理されて開かれた裁判では、エウクテモンが第一原告弁論を、ディオドロスが第二原告弁論を述べた。では二人の糾弾は、私的怨恨を晴らせば事足りたのであろうか。

前三五〇年代のアテナイ ここでやや遡って当時の情勢を見ると、ペロポネソス戦争敗北 (前四〇四年) ののち、ようやくペルシアの資金援助のもとに海軍を再建し始めたアテナイは、やがてめざましく力を旧に復して、前三七八年には第二回アッティカ海上同盟を成立させた。しかしまたしても専横なアテナイの帝国主義的態度は、以前に比べて自主独立の意識が強くなってきていた同盟国の反発を招いてやがて戦争に至る (前三五七年)。そこへにわかに加わった外患は、マケドニアである。前三五九年幼王の摂政として事実上の支配者となったピリッポス二世は、急速に第一級の軍事国家を作り上げ、前三五七年にはアンピポリスを占拠した。アンピポリスは、アテナイが少なくとも名目上の支配権を保持してきた北方の要衝の地である。

激しい時代の変動はアテナイ市民の生活にどのような影響を与えただろうか? 一般的に前四世

紀のアテナイについては、史的評価は二つに別れるようである。すでにペロポネソス戦争によって伝統的な価値観が大きく揺らぎ、ポリスの共同体意識に深い亀裂が入っていたことは、歴史家トゥキュディデスの伝えるところであるが、大戦末期の二度の寡頭恐怖政治（前四一四年、前四〇四年）をくぐり抜けた市民は、これらの動乱を貴重な教訓に民主政の再建を果たし、国民主権の精神は深く民衆に浸透して、民主制度は成熟と安定の時代に入ったという見方が一方にある。他方では、確かに制度そのものはこれまで以上に整備されたものの、その実態は、混迷する社会の中でアテナイ市民が特権を守り、鵜の目鷹の目で利得侵害を防衛するために、監視システムをより精密に整えたものと見る民主制堕落論である。いずれが現実に近いか、ここで資料を挙げて検討する余裕はない。しかしながら同盟諸国に対する戦争が国政を逼迫させ、市民の私生活をも直撃したことだけは疑えないであろう。もはや祖国のために武器を取って戦うことはおろか、戦費の負担金すら一銭も出たくないというのが市民たちの偽らざる気持ではなかっただろうか。富裕者は、三段櫓船装費用などの公共奉仕を逃れようと懸命に画策し、無産市民は、堅実な労働に背をむけ給与目当てに民会や裁判に明け暮れ、享乐的な日々を送った、という推測もあながち否定できない。戦争そのものも様子が変わっていたようである。傭兵制度が急速かつ広範囲にわたって増大したことは、本編66で指されている過去三十年間の将軍たちのほとんどが、傭兵隊指揮者であったことから窺える。彼らが生涯の大半を外国で暮らした理由を後代の伝記作者は、自国民の妬みを避けるため、と記している（ネポス『英雄伝』カプリアス3）。前五世紀の将軍たちが名実ともに国民の最高指導者として祖国の命運を担い、軍務に服することを名誉ある義務とし誇りとした姿は、もはや戦争によって蓄財に励んでいるこの時代の将軍たちには求むべくもないようである。

イソクラテスの『平和について』、クセノポンの『歳入論』では、アテナイの海上覇権に基づく拡張政策が市民生活を圧迫するものとして批判されているが、いずれも同盟市戦争末期（前三五六/五年）、したがって本弁論の少し前に公にされたと推測される。とはいえそのような状況の中でかつてのアテナイの栄光に至上の価値を置く考えもやはりあり、なかでも突如として起こったマケドニアの脅威にたいしては、市民生活を犠牲にしてもギリシアの自由を守るべきだという主張がなお支持された。こうした考え方の違いは、同盟市戦争の終結をめぐって、また破綻した国家財政の再建をめぐって、貧富の階層間あるいは党派的对立抗争を熾烈化させずには済まなかったであろう。本編の論題であるアンドロティオンの授冠報奨決議についても、生々しい政治的確執の断面が顔を覗かせているのを感じぬわけにはいかない。弁者ディオドロスは冒頭で私的怨恨に併せて、国制の擁護をもう一つの登壇理由に掲げ、法を侵犯する授冠決議がいかに重大な国家的危機を意味するかを縷々述べているが、そのような趣旨で公訴（*graphe*）を起こさねばならぬほどに法の権威は揺らぎ、政治倫理は乱れていたのであろうか。ここでこの“違法提案の訴え、あるいは違法提案に対する公訴”（*graphe paranomon*）なる制度を一瞥しておく必要があるだろう。

“違法提案に対する公訴”（*graphe paranomon*）アテナイ市民の誰であれ、民会で上程決議された議案を違法と見なす者は、所定の手続きを経ることによって、その議案の成立発効を阻止する訴訟を起こすことが出来た（『アテナイ人の国制』45.4）。提訴は議案の可決後でも可能で、その場合は違法性如何についての判決が下るまで、当該議案は一時的に失効とされた。このように運用された違法提案に対する公訴（グラペー・パラノモン）は、法による統治、民衆完全参加を謳う政治を実現させるための優れて民主的な制度と言えよう。事実前四〇四年、三十人政権がクーデターによって寡頭派独裁を目指した時、まずグラペー・パラノモンを圧力で撤廃してお

いてから、民主政解体に取りかかったのであった（『アテナイ人の国制』29.4、トゥキュディデス『戦史』8.67）。本編の作者デモステネス（24.153-4）および彼の宿敵アイスキネス（3.191-5）も、グラペー・パラノモンが民主制の防壁として屹立していた「父祖の時代」を賞賛の眼差しで懐古している。しかしながら他方で、二人ともが現代（前三五〇年代前後）におけるその濫用、悪用を厳しく批判していることも見逃せない。デモステネスは、評議員の市民権停止を狙って偽の証人まで使ったグラペー・パラノモン（59.4-8）に怒りを隠さず、アイスキネスは七五回もグラペー・パラノモンの告発を受けながら、そのすべてに無罪判決を得た同時代人の名を挙げている。判定も当事者の政治力や名声あるいは力関係に左右される現状を指摘する彼らの憤りには、時代の病理を鋭くえぐるものがある。もっともこうした慨嘆は、なにかと言えは「往昔の賞賛」によって現今の墮落を糾弾しようとする、この時代の弁論家に通有のテクニックだとする見方もある。しかしグラペー・パラノモンが前四世紀も半ばにもなると、本来の機能よりもむしろ政争の具にされたのではないかという疑いは、じつは本編についても濃厚に感じられる。以下の構成分析にも示される通り、アンドロティオンの提案の違法性への論難は前半（1-46）、より厳密には三分の一にも満たない部分（5-20）にとどまり、他はもっぱら旧悪暴露に終始している。なるほどアンドロティオンの道義的問題点に対する指弾は、彼の提案者資格を問う文脈に巧妙に織り込まれているため、単なる個人攻撃とはいえない面もあることは確かである。しかし公金横領容疑、流神、侮辱行為の陳述（53-58, 67-69）が実証を欠くことは、研究者に指摘されるまでもなく、陪審廷の聴衆にも疑念を抱かせたに違いない。デモステネス自身が個人的係争で濡れ衣を着せられ、類似の中傷を受けた経験があると伝えられる（プルタルコス『英雄列伝（デモステネス、5）』）ところから、これら被告の暴虐ぶりや告発される背任行為は、あるいは一方的な誹謗であった可能性も拭いきれない。いずれにしても47以後で糾弾されている事柄が、事実であったか否かは、今となっては知る由もない。

しかし少なくとも本編で糾弾されているような行状を重ねたアンドロティオンであったとすれば、つねに市民の厳しい批判の目のもとにあったはずのアテナイで、多年にわたって失脚の憂き目に遭わずに政権の中枢部にあり得たことは不可解と言う他ないであろう。そして事実としてアンドロティオンがそれだけの勢威を揮い得た政治家であったとすれば、この時代にあつて敵対者側の力もまた容易には排斥出来ぬものであっただろう。とにかく原告側のエウクテモンとディオドロスはアンドロティオンに政治的に対立する人々の中から選ばれて演壇に立ったと思われる。だが二人が勝訴したか否かは不明である。かりに被告有罪と判定されていても、どの程度の刑が科されたかは不明である。違法提案の量刑には相当の幅があり、最高は死刑から、有罪三回で民会での発言を停止されるという風に、個々の場合に応じて刑が決定されたようである。ともあれ被告アンドロティオンは、前三四六年の公文書碑文に、署名者の一人として名を残している。すなわち本裁判の九年後に、市民権行使の権利を失っていないからである。

いずれにしても本編が、違法性論議を逸脱せずには済まない力と力のせめぎ合いをじかに感じさせることだけは間違いない。そしてディオドロスのために代作者として本編を書いたデモステネスは、どこまで告発者に与していたのだろうか。彼は民会を牛耳る政治弁論家（レートール）の横暴を糾弾し、その議論のまやかしを繰り返し警戒している（4, 30）が、彼自身技巧の限りを傾けて原告の依頼に応えようとした弁論代作者であった。

弁論代作者デモステネス デモステネスは前三八四年、富裕な工業家を父として生まれたが、七才の時父を失い、不正な後見人に遺産を横領された。こうした境遇ゆえに、すでに年少の時から法や弁論に人一倍強い関心を持ったのであろうか、オロボス失陥を理由に政治家（レートール）

カリストラトスが裁判にかけられた時、まだ未成年であったデモステネスは、会場にもぐりこんでその雄弁を傍聴し、“あらゆるものを従わせ手懐ける言葉の力”に驚嘆して弁論家になる決意を固めたと伝えられる（プルタルコス『英雄列伝（デモステネス、5）』）。しかしソピストとして声名高かったイソクラテスに弟子入りするには、授業料が高すぎて叶わず、イサイオスを師に選んだとも、自学自習で雄弁術を身につけたとも言われる。丁年に達した彼は、自ら訴訟を起こして横領された財産の一部ではあったが取り戻した。しかしこれより遥かに意義があったのは、この係争によって弁論作家としての名声を得たことであった。以後民事関係の法廷弁論代作者としての人気で生計をたて、やがて公訴弁論をも依頼されるようになる。『アンドロティオン弾劾』はその最初の作品であるが、続いて『レプティネス弾劾』などの代作を書くかわら、前三五四年には議会弁論『シュンモリアイについて』をもって自ら演壇に立ち、政界にデビューした（ただしプルタルコスによれば、デモステネスが自演した最初の弁論は、『レプティネス弾劾』であった＝『英雄列伝（デモステネス、15）』）。以後着々と政治家としての地歩を築き、やがて反マケドニアの旗手としてアテナイを動かすようになる。

さて、ディオドロスの依頼を受けて書いた『アンドロティオン弾劾』は、上述した通り第二弁論であるため、法定時間も第一弁論より短く、論題選定にもおのずから限界があった。しかし極めて周到な議論とたくみな措辞によって、デモステネス初期の力量を遺憾なく示している。おさえるべき三つの点、1. アンドロティオンは、悪辣である、2. アンドロティオンの犯罪は国家的犯罪である、3. アンドロティオンは弁論の巧者であるため油断がならない、以上三点を聴衆の心に深く刻み込みつつ、なお議論の糸を全編にわたって張り巡らし、その中から次第に鮮明に寡頭派的人物としてのアンドロティオンの姿を浮かび上がらせる。アテナイの政治家にとって、寡頭派的人間と見なされることは何よりも市民の憎悪と疑惑を買うことであった（『ロドス人の自由のために』17-21）。法文の辞句解釈から出発して、被告の人となり強い（あるいはどぎついとさえ言える）タッチで描き出し、陪審員の情念（憎悪）を激しく煽ってクライマックスに持ち込む展開は、当時のアテナイの政治的風土を如実に伝える貴重な記録であると同時に、アッティカ弁論の一つの典型をなすと言えよう。

本稿は、弁論家として大きな影響を後世に残したデモステネスのこの最初の公訴作品をとりあげ、説得力の要因である論理と修辞を弁論本体について検証することによって、その全貌を明らかにしようとするものである。まず以下に論理構成の概略を示し、続いて筆者自身の翻訳による本文、そして辞句に即した修辞事例と補足説明を注釈の形で付ける。

作品の構成 立論の基本は、構成にある。すなわち何について言述をするのかを先ず明らかにし、しかる後に提示された問題が論証的に述べられねばならない。先に記したように本編は第二弁論であること、被告が弁明に使うであろう議論をあらかじめ想定した上で、それに対して論駁するという形を取ることに、そして名目上の目的のかけに真の狙いが巧みに伏せられていることから、標準的な弁論の四部分構成には分けられない。すなわち序論、陳述、論証、結論の区分は必ずしも明確でない。むしろ上の四部分構成を排し、提題（prothesis）と説得（pistis）を弁論の必要不可欠な二区分としたアリストテレスの考え方に従う方が、本論の基本性格および特殊性はより容易に把握できる。とはいえ序論や結論の機能は、変則的ながら有効に取り入れられている。したがって本稿では、両者を随時併用して構成分析を進めたい。

1-4 主題提起 (prothesis)

1-3でアンドロティオンに対する公的懲罰と私的報復を果たすために、陪審員による有罪判決を獲得するという提訴の理由と目的が述べられ、4で、以下の論述が、なぜ予想されるアンドロティオンの弁明に対する反論の形を取らなければならないか(名うての演説屋(レートール)である)が示される。1-3の理由と目的を述べる文脈には、すべての修辞学入門書が一致して挙げる序論(prooimion)の役割が周到に敷き込まれている。すなわち聴衆を弁者に従順で好意的な、傾聴する集団にすることである。従って序論から説得(論証)に進む間に主題提起(prothesis)を見るとすれば、4がそれに当たるであろう。

5-78 説得ないしは論証 (pistis)

弁論術教則本によれば、論証の前に陳述(diegesis)を置くのが、通常の構成法であったが、上に述べた本論の特殊性によって陳述部分は各論点ごとに分散して置かれていると見なすべきであろう。各論点とは、5-46で扱われる提案の違法性、そして47-78で取り上げられる政務実態の暴露に二大別される。

まず5-46で、アンドロティオンの提案の違法性が〔1〕先議原則に違反、〔2〕軍船建造義務に違反、〔3〕売春による提案者資格の欠如〔4〕公民権停止処分の相続による提案者資格の欠如の四事項において指摘され、各事項への予想される弁明に反論が試みられ、なお総合的な反論を先取りして論駁が加えられる。すなわち

〔1〕先議省略は違法と言われるならば、アンドロティオンは「報奨に価する職務を果たした評議会に民会は報奨を与えよ、と法は命じており、今回の授冠は、民会のそういう判断によって、法に則って決議したのであるから、先議の必要はなかった」と言うであろう。これに対しては、「そもそも提議は、先議にかける段階から、合法の議案でなければならず、違法の提議は先議にすらかけられるべきではない」と答えればその無効性を証明できる。アンドロティオンは「違法性をたとえ認めるとしても、慣習的に先議は行われてこなかった」と言うであろう。これに対しては、「今こそ悪習を改めるべき時である」と答えれば反論できまい。(5-7)。

〔2〕軍船建造義務に違反していると言われるならば、アンドロティオンは「評議会が請求したのなら法に反するが、請求されずに民会が法に従って授与したのだから合法」と言うであろう。これに対しては、議長と評議員の代表者が、授与の妥当性の有無について質問をしたこと自体請求にあたるし、請求が禁止されているなら授与禁止は当然の帰結である、と答えれば論破できる。(8-11)。問題の三段櫂船建造義務がいかにアテナイの国運を左右する重要な条項であり、いかに厳格な法適用が必須であるかを、歴史的事実を並べて証明する。国運隆盛の契機となった旧、新の事例として、サラミスの海戦(前四八〇年)、エウボイアでのテバイ制圧(前三五八-七年)、次に衰運をくいとめた旧、新の事例として、デケレイアの戦い(前四一三年)、対ラケダイモン戦(前三七八-三七一年)が挙げられ、三段櫂船建造未了の責任の重さが強調される。(12-16)。次に造船財務官の着服失踪ゆえに事業が失敗したのであるから、評議会に責任はない、との仮想議論に反駁。「失敗したから報奨……」と皮肉たっぷりの反論で満場を笑わせた後、さらに相手の論理のまやかしを暴く。すなわち、違法ではないと言う議論と、評議会に責任はない、という弁明とは論理的に矛盾するのに、それを巧みに彼が言い逃れるなら、欺かれた陪審員は、将来に取り返しのつかない禍根を残すことになろう。そしてこの重大な軍船建造義務違反に、じつは造船財務官選出の際も違法行為があったことをつけ加える。決定的論点になるはずのこの発言は、しかし、テキストの伝承不全を含んでいる。(17-20)。

[3] 売春で汚れているアンドロティオンには、評議会への報奨授与提案者としての資格がないと申し立てられるならば1.アンドロティオンはこれをすべて 讒訴だと抗議し、2.事実だとしても、この件は所轄の法務執政官（テスモタイ）のところで提案資格審査の請求として問題にすべきだと言うだろう。それに対する答弁は、讒訴でも告発でもなく、無資格者の証明であり、それには証人さえいる、法務執政官（テスモタイ）へはいずれ持ち込む、と答えて、被告の素行を問題にすることの妥当性を強調して（21-24）、さらに法的手続きをアンドロティオンが指示するなら、それは一つの犯罪に複数の手続きを用意して市民に平等の法的権利を保証したアテナイの法の精神に反するし、不道徳だが弁才に長けた者に民衆が欺かれないように計らったソロンの叡慮を無にするものであると述べる。（25-32）。

[4] 父親の国庫に対する負債の相続人（完済まで市民権停止処分は、子供の代にも有効であり続けた）であるためアンドロティオンに提案者資格はないと指摘すれば、売春法の場合と同じく、それは別の裁判で対処すべきことである、と言うであろう。これに対しては、上述の反論と同じ論法で応じ、告発の方法を複数用意したことこそアテナイ精神の偉大さがある、と言える。（33-34）。

なお全般的に、弁才に長けたアンドロティオンの議論に警戒を怠ってはならないことが念押しされる。「私の提議が違法とされ、従来授与されていた報奨が与えられないと、五百人の評議員に烙印を押すことになるぞ」とアンドロティオンが言うなら、反論として 1. 五百人の失意より市民一万人が貴重な教訓を得る方がよい。2. 烙印は五百人全員にではなく、評議会を牛耳る提案者（レートール）たち（アンドロティオンを含む）に押されるものである。3. アンドロティオンを無罪放免とすれば、評議会が弁論屋（レートール）に牛耳られる事態は少しも改善されぬだろうが、有罪にすれば、今後評議員たちは、もう少ししっかり自分で判断するようになるだろう。したがって、悪しき弁論屋レートールたちを一掃するためだけでも、有罪にするべきである。（35-37）。

さらに補足的に、アンドロティオンの仲間からの評議会弁護があるだろうが、それらがじつは各自の保身のためであることを暴きその仮想攻撃にあらかじめ答える。（38-41）。

以上で違法提案の糾弾は、予測される被告側の弁明に前もって論駁するという形でなされたことになるが、これだけでは十分でないかのように、彼への憎悪を煽る材料を揃えるのが後半である。この後半部分への移行を円滑にするのが42-46である。すなわち現在の違法提案問題とアンドロティオンの政治経歴をたくみに結びつけて、彼の前歴中の二大悪事糾弾に入り、そこでもアンドロティオンの仮想弁明に反撃を試みつつ、“憎むべき民衆の敵”の描出を完成する。

まず、このように自分が提訴されたのは、臨時財産税滞納分徴収という不人気な役割を犠牲的に買って出たための災難だ、とアンドロティオンは自分を殉教者に仕立てあげておいて、自分が有罪になれば、今後皆平気で税を不払いにするであろう、という理屈を持ち出すであろう。これに対する反論は、1. これは目下の判定課題ではない。2. 遵法精神とセタラントンを秤に掛けて、この少額の金の方がより大切なのか、と言って法の權威を守るべき陪審員の立場を自覚させる。（42-46）。

このように陪審員の廉恥心を直撃しておいて、国家への寄与と称するこの臨時財産税滞納分徴収業務が、じつはエウクテモン排斥の謀略に始まり（47-50）、かの三十人政権の手法と酷似し、しかもそれを上回る暴力行使の連続であり（51-58）、徴収した金額の僅少さに比してその暴虐ぶりは埒外という他はなく（59-64）、彼が地位を利用して犯している不正は、将軍政治家たちの犯罪にあたって、糾弾者として一度も立たなかったことからすでに明白である、と陪審員の利害

感情に直接触れる内幕暴露に移行する。(65-68)。

こうして仮想弁明への反論という形式は、感情的刺激を重ねる陰で次第に遠ざけられ、犯罪者の行動を前面に出した上で、国庫補充の名目で行われた奉納金冠鍔直しが、税徴収と同様、じつは民衆から公財を奪うさらに悪質大胆な欺瞞であったと述べてとどめを刺す(69-77)。すなわちアンドロティオンとその右腕というべきティモクラテスの純金製冠鍔かしの杯への鍔直しには、鍔直し期間中にしかるべき監督がなされていない、同盟国の記した銘文を消し、自分の名を刻んでいるという二点によって、1. 女神から奉献物をうばった、2. アテナイの栄光を消した、3. 奉献にたいする感謝を受けるという栄光を奉献者から横取りして自分のものとした、の三つの罪状が数えられるが、同時に悪趣味(冠は栄光のしるしだが、杯は富の誇示である)と無知(アテナイ人が富より不朽不滅の栄光を選ぶことを知らない)が指摘できる。

こうして 政務実態暴露という形で公金着服を匂わせ、陪審員の猜疑心をいやが上にも煽っておいて、78ではアテナイの栄光の象徴として言及された冠と聖杯を、売春という汚れと対照させることで、伝統的宗教的感情を一気に高めて、結びにふさわしい情動的効果を挙げている。文脈上は69-77の続きのように見えるが、結び(Epilogos)というに相応しい区分である。

結びの役割はアリストテレス(1419b10)によると、1. 聴衆に好意的な気持を抱かせる、2. 要点を誇張してみせる、3. 特定の感情を抱かせる、4. 議論の概要を整理する、の四つである。本編では徴税業務、金冠鍔かしの国家財産横領という罪状に結びつけ、聴衆の憤りを激しく募らせておいて(1.3.)、最後に2と4を兼ねた形で陪審員(すなわち市民)の最も敬虔な感情の刺激に弾劾を収斂させて終わっている。結論部の要諦を心憎いまでにおさえていると言えよう。

本編で、陪審員に向かって言われる文章が、いきなり二人称単数形に変わって被告に向かったり、また彼を指す三人称に戻ったりするのは、演壇に立つ弁者が自由に語りかけの相手として被告と陪審員の間で視線を移し、弾劾の矛先をゆるめなためである。実際の法廷では、弁者が鋭く相手を指差し、あるいは語調を強めるなどの表情身ぶりも伴ったであろうから、文意の誤解は起こらなかったであろう。紙の上の文字だけにとどまる訳文では、そうした点の混乱を防ぐため、(他の近代語訳にならって)随時「彼」の代わりに「被告」などの訳語を用いた。また原告自身や被告側を複数で指すのは、両側とも二人以上(被告側はアンドロティオンと、おそらく、ティモクラテス)が事件にかかわっており、法廷では一緒に座っていたと想像できるからである。ただし、唐突な複数への移行を竄入説の根拠とする見解もある。

(i) 『アンドロティオン弾劾』訳文

[593] 1. 陪審員諸君、エウクテモンがアンドロティオンから受けた迫害に対し、国体を擁護し、あわせて彼自身の報復を遂げるため、為すべき務めと考えている事柄、まさにそれをこの私も叶うことならば果たそうとしている。だが実際は、数しれぬ悪逆無法の仕打ちによってエウクテモンは辱められたが、私がアンドロティオンゆえに身に蒙った事態は、これらをなお上回るものである。確かにエウクテモンは、謀られて金銭上のとがめを受け、不当に諸君の任命した公職から追われた。だが私は、もし被告のでっちあげを諸君が信じたならば、世にある限りの人間のうち、ただの一人にも迎え入れられぬ身となっていたであろう。2. すなわち彼は、私が実の父を殺害したという、彼と同類でなければ口にするのも憚られるであろうような誹謗をなし、そのようなことをしたという私と馴れ合っているとの廉で、私にではなく私の叔父に対して洗神罪告白文書を捏造し、提訴したのであった。もしかりに叔父が有罪判決を受けていたとすれば、い

ったい誰がこの男ゆえに私以上に惨めな目に遭ったであろうか。友人であれ未知の人であれ、誰が私と交わりたと思ったであろうか。いったいいかなる国家が、そのような洗神行為の被疑者を、国境内にとどませたであろうか。一国たりともないはずである。3.そこで私は、これらを諸君の法廷で争い、少なからぬ票差で無罪判決を獲ち得た結果、彼らの方は五分の一の票数すら得られぬ始末であった。[594] このような男に対し、私は諸君の助けを借りて今、そしてまたいついかなる時も、報復を遂げんとするものである。私的な事柄について言うべきことはなおいくらかもあるが、控えておこう。だが諸君の目下の判決の対象であり、国政を担当した彼が諸君に少なからぬ害を与えた事柄について、エウクテモンが言わずにすませたようだが、諸君に聞いてもらった方がよい事柄、それを私は手短かに述べようと思う。4. というのももし彼が罪を問われている問題について、諸君に対して明快な弁明を行えるとわかれば、それらについて私はいかなる言及もしなかったであろう。だが現実には、彼に明快かつ正当な弁明ができるわけがなく、これら一つ一つについて卑劣な理屈をこね上げて諸君を欺こうとするであろうことを、私はよく知っている。なにしろ、アテナイ人諸君、彼は弁舌の古兵（ふるつわもの）で、一生涯それに専念してきた男である。それゆえ諸君が騙されて誓約に悖る評決を下すよう言いくるめられ、諸君に罰されるべき理由に事欠かぬこの男を無罪放免にしてしまわぬように、私の発言を聞いた上で、彼が言うであろうことの一つ一つに対し、しかるべき反論ができるように、私の以下の言葉に注意を払っていただきたい。

5. 先議省略について、巧みに言い抜けられると彼が踏んでいる弁明がある。彼はこう言う、「もし評議会が報奨に価する評議の職務を果たしたと認められるならば、民会は評議会に報奨を与えるべしとの法律がある。そこで、民会議長はこのことを質問し、出席者一同が投票し、その旨可決された。この場合議決は法に則っていたから、評議会による先議の必要はなかった。」こう彼は言う。[595] しかし私の考えはまさにその反対であって、諸君も賛成されると思うが、評議会による先議は、法が命ずることについてのみ提議されるべきである。何となれば法が定められてないことについては、ただの一件といえども提議すること自体が許されないからである。6. そこで彼が言うであろうことは、これまで諸君から報奨を受けた評議会はすべてこのようにして受けたのであり、いついかなる時も先議が行われたためしはなかった、と。しかし私の思うところでは、というより私にはよくわかっているのだが、事実を彼は述べていない。いやそれどころか、たとえ事実が間違いなくそうであったとしても、法が逆のことを言っているのであれば、それなら、以前にしばしば違反されたことが確かだとしても、そのために今回も違反を繰り返してよい道理は断じてなく、むしろその反対に、法の規程を厳守することを、君が率先して始めねばならないのである。7. よって君は、このようなことが以前に幾度もあった、と言うのではなく、こうするのが正しいと言ひ給え。というのも、これまで法に反することが行われたことがあり、君はそれに倣っただけだとしても、だからといって君は有罪になりこそすれ、正当に無罪放免されることには決してならないであろう。何となればそういう輩が誰かすでに有罪判決を受けたのであれば、君はこの提議を行わなかったであろうように、そのように今君が罰を受けるならば、将来他に誰もこういう提議を行わないであろうから。

8. さて、三段櫂船を建造しなかった評議会には、報奨請求は許されないと明言する法文について、彼が行うであろう弁明を聞き、いかなる言辞を弄しようとするかで、被告の厚顔ぶりをとくと見極めるのも無駄ではあるまい。彼は言う「三段櫂船を建造していなければ、法は評議会に報奨請求することを許さない。賛成だ。しかし法文のどこを見ても、民会がこれを与えてはならないとは書いてない。もし私が要求されて与えたとすれば、私の発議は違法ということになる。

だがしかし、議案で私が一言も船に触れず、評議会に授冠するために何か別の事由を述べているなら、私の発議はどうして違法であろうか。」こう被告は言うのである。[596] 9. むろん、これに対して諸君が正しい答弁をするのは困難でないはずだ。すなわち、評議会の幹事たち及びこの議案の採決を行う幹事長はまず質問を発して、評議会の職務実績が報奨に価すると判断する者、しない者に、それぞれ挙手を求めた。しかし彼らが請求しようともせず受け取るつもりもない者なら、そもそも問いをかけるべきではなかったのである。10. さらに、メイディアスと他に幾人かが評議会を非難した時、自分たちから報奨を奪わないでくれ、と評議員たちは議席から跳び上がって乞おうとした。そしてこのことは、陪審員諸君が私の口から聞くまでもなく、民会に出席してその現場を知っていることである。だから、評議会は請求などしていない、と彼が言うなら、上のように言って答弁されるがよい。だがとにかく、軍船建造を怠った者たちへの民会による授冠を法が許さないということ、それを私は明らかにしよう。11. すなわち、アテナイ人諸君、三段櫓船を建造しない限り、報奨請求を評議会に許さないという法律は、民衆が言いくるめられたり欺かれたりしないようにとの配慮からこういう規程になったのだ。法の制定者は、事が発言者の能力に左右されてはならず、民衆にとって正義でもあり利益でもあることが考えられれば、それこそが法によって定められるべきだと考えたのである。「君は三段櫓船を建造していないのか？それならば、報奨を請求してはならない。」では、請求することを法が許さないのに、どうして与えることを絶対的に禁止しないわけがあらうか。

12. さて、アテナイ人諸君、以下のことも検討に価するであらう。すなわち評議会が他のすべての職務を立派に果たし、誰からも何の咎め立てをされなくても、三段櫓船を建造しなければ、報奨を請求することを許されないのは、いったいなぜか。[597] この厳格きわまる法の適用が、実は民衆のためであることを、諸君は理解されるであらう。すなわち、この国にかつて起こり、もしくは今起こっている限りの善きことないしはもう一方のことは……いや、情けない単語を口にしたくないので……、すべて三段櫓船を所有していたか、いなかったかの結果であることを、否定する者は誰もあるまい。13. そのことの実例を出そうと思えば、新旧を問わず枚挙にいとまがない。だが皆が一番よく聞き知っていることから、これを挙げておきたい。プロピュライア門とパルテノン神殿を建造し、他の神殿を異民族からの戦利品で飾った人たちが、……もとより我らすべての誇るところであるが……、諸君にも周知のとおり、この人たちは国を後にしてサラミス島に閉じ込められたとき、三段櫓船を所有していたればこそ、海戦に勝利を収めて、かたや自分たちの財産と祖国を救い、かたや自余のギリシア人に、時すらもその記憶を奪い去ることができないような、あまたの偉大な恩恵を施したのである。14. いや、そんなことはもう古い昔の話だ。では諸君が皆その目で見たこと、つい最近、三日のうちに諸君がエウボイアに援軍を送り、テバイ人を降伏させ、追い払ったことを、諸君は知っている。では諸君が、援軍派遣に使った新しい三段櫓船を所有していなかったとすれば、かくも迅速にそれはなされたであらうか？とてもそうはいかなかったであらう。さらに三段櫓船が立派に装備されていたからこそわが国のなし得た快挙を、他にも多数挙げることができよう。15. それでは、装備不良の三段櫓船からはどれだけの惨害が生じたか？多くは言うまい。だがデケレイアの戦いの折（古い出来事の一つで、諸君が皆私よりよく知っている事例を挙げよう）、計り知れない惨禍を蒙りながら、我が国は海軍を破壊されるまでは戦いに屈しなかったのである。[598] だがなぜ昔のことを言う必要がある。最近の対ラケダイモン戦、軍船派遣などとうてい不可能と思われたかの戦いにおいて、わが国がいかなる状態にあったかは、諸君も承知のことである。オオヤハズエンドウが売られていたことを諸君はご承知であらう。ところが軍船派遣を果たした時、諸君は望む通りの条件で平和を手に入

れることができたのであった。16. そうであるなら、アテナイ人諸君、三段櫂船が明暗いずれの場合をもかくまで支配することに照らせば、報奨收受の是非について、評議会にこのような制限を設けた諸君の措置は、実に正しかったのである。なんとすれば自余の職務を残らず評議会が立派に処理したとしても、我らがこの制海権を最初に獲得し、現在なお保持しているその手段、すなわち三段櫂船の建造を果たさなかったならば、それらは何の役にも立たないからである。何はともあれまず国民全体の安寧こそが、確保されねばならないからである。ところが彼の被告は好き勝手に何でも発言したり発議したりできると思いきんだあげく、評議会が他の職務は諸君の聞いた仕方であつたものの、三段櫂船は建造していないにもかかわらず、これに報奨を与えよとの提議を行った。

17. これが法違反ではないとは、彼はとうてい言い張れないし、諸君もそう思いこまされはしないであろう。だが聞くところによると、何かこんなふうなことを彼は諸君に言うらしい。三段櫂船が建造されなかったのは、評議会のせいではなく、三段櫂船建造財務官が二・五タラントンを持ち逃げ失踪したからであり、事業はたまたま失敗したのだ、と。私が何よりも驚きを禁じ得ないのは、事業がたまたま失敗したことに対して評議会に授冠すべきだと彼が考えたとするばである。このような栄誉は完遂された偉業のためのものとはばかり私は考えていた。[599]. 次になお以下のことも私は諸君に言いたい。18. 報奨授与は違法ではないという言い分と、三段櫂船が建造されてないのは評議会のせいではないという言い分を、一緒にするのは公正を欠くと私は言いたいのである。なぜならもし建造していないのに報奨を与えることが許されるなら、誰のせいで建造が未了になったかをなぜ問う必要があろうか。いわんや、それが許されないことであれば、だれかれのせいで建造が未了だと彼が指摘したからといって、評議会は報奨を受け取るべきであつたらうか。19. さらに以上のような議論は、諸君に害を為した者らの弁明と議論に耳を貸すか、それとも三段櫂船を所有するか、そのいずれを己の務めと諸君が考えるかの選択を迫るものであるように私には思われる。つまり被告のその言い分を諸君が是認するなら、今後将来にわたって、諸君にはもっともらしい弁明をみつけてやればそれでよくて、三段櫂船の建造など一切必要ない、ということがどの評議会にもはっきりするであろうから。とどのつまりは、諸君の金は浪費されるわ、船はないわという事態を来すであろう。20. だがもし法の命ずるところと、誓いを立てたものの義務に従って、厳格にきっぱりとその弁解を諸君が退け、三段櫂船を建造していないのだから報奨を与えなかったというところをはっきり見せるなら、アテナイ人諸君、将来すべての評議会は、法こそが諸君のもとでは何よりも強力であることを知り、三段櫂船を完成させて諸君に引き渡すようになるであろう。それでは三段櫂船の建造未了という事態が、他の誰の責任でもないことを、私ははっきりと諸君に示そう。すなわち評議会は法をないがしろにして、自らこの財務官を選んだのである。

21. さて、さらに売春法について、われわれが彼を侮辱し、不当に彼を冒瀆していると、被告は申し立てようとしている。そしてもしこれらを事実と確信したのなら、テスモタイの法廷で我々は彼と対決すべきであつたし、そこで我々がただ讒言をしただけであると判明したら、罰金一千ドラクマを払う覚悟でいるべきであつたと。[600] そして今、我々が根拠のない告発と讒訴をすることによって欺瞞を行い、これらのことの裁判官ではない諸君の邪魔をしようとしているのだ、とこう言うのである。22. しかし私の考えるところでは、まず諸君は、讒訴と告発が証明とは全くかけ離れたものだということを自分でよく考えてみるべきである。人が告發文だけを言って、発言内容の証拠を提示しなければ、それは告発である。だが同時に発言内容が事実であることをも示せば、それは証明である。それゆえ証明しようとする者は、諸君に確信を与えるよう

な証拠を示すか、あるいは蓋然性の高い議論をするか、あるいは証人を出すか、のいずれかをせねばならない。場合によっては目に見える確証を出せないこともあるが、これらのいずれかを示せるのであれば、当然どんな場合でも事実が十分証明されていると諸君は考えてよいわけである。

23. さて我々は、蓋然性の高い議論からでもなく、また証拠からでもなく、その者に対し被告が裁判で簡単に報復を果たせるような人物によって、これらを明らかにしているのである、すなわち被告の生活を記録した文書を提出した男であり、文書の内容に対し全責任を負う人間である。したがってこれが讒訴であり告発にすぎないとアンドロティオンが言うのなら、これは証明なのであって、彼の行っているものこそ讒訴であり告発だ、と諸君は反論するがよい。そして、我々の任務はテスモタイに提案者資格審査の請求をすることであったのに、と彼が言うなら、我々はいずれそうするつもりだが、***今の我々の任務は、この法を問題にすることだ、と諸君は答えるがよい。24. 何となれば、もし君が何か別の裁判を起こしているのに、我々がこうした告発をしているのであれば、君の抗議は理に叶ってもいよう。だがもし現在の裁判が違法提案についてであり、法がこのような素行の者には合法の提案をすることすら許さず、我々が彼の提案の違法性 [600] だけでなく、生活上の違法行為をも示すのであれば、彼の違法性が証明されることになるこの（売春）法を引き合いに出すことが、どうして当を失していようか？ [601]

25. くわえて、以下のことをも諸君は承知しておかなければならない。すなわち、これらの法と他の多数の法を制定したソロンは、この男とはおよそ類を異にする立法者であり、各種の不正行為に関して加害者に報復を望む者に、一つだけでなく色々な法手続きを許した。それは思うに、一国の市民が、だれもかれも皆同じように口達者であったり、あるいは大胆不敵であったり、あるいは穏和であったり、ということはある得ないのをソロンがよく知っていたからであろう。とすると、穏和な人に満足の行く処罰が行われるような法を制定すれば、多数の奸佞の徒は罰を免れるであろうし、他方大胆不敵な能弁家を念頭にすれば、平凡な市民はその連中と同じ方法で報復を果たすことができないであろう、そう彼は考えた。26. しかしそれぞれができる仕方で報復を遂げる機会を誰一人奪われてはならない、と考えたのである。ではどうすればよいか？加害者にたいする（複数の）法によって多数の道を用意すればどうか。たとえば窃盗の場合。「君は体力もあり自信もあるね。（窃盗犯を）逮捕連行し給え。だが一千ドラクマを払わされるか否かの危険をしょい込むのだ。」「君は体力はない方だね。役人を（犯人のいるところへ）連れて行きたまえ。彼らがそれをやってくれるだろう。」「そうするのもこわいのだね。告發文書を書き給え。」27. 「君は度胸がなく、貧乏なので一千ドラクマも払えないのだね。窃盗事由で調停委員（ディアイテテス）に訴え給え。そうすればどんな危険も冒さなくてすむだろう。」[……] これらはどれ一つとして同じではない。洗神行為についても同様に逮捕、告発、エウモルピダイへの訴え、アルコン・バシレウスへの申し立てをすることができる。[602] 他のすべての不正行為についても、ほぼ同じである。28. ところで誰かが自分は犯罪者ではない、ないしは洗神者ではない、あるいは何であれ裁かれようとする罪名の者ではないと言う代わりに、こう言って無罪放免を要求するとしよう。すなわちそれが逮捕連行された場合であれば、調停委員（ディアイテテス）のところに持ち込むことができたのに、あるいは提議すべきであったのに、と言って。だが調停委員（ディアイテテス）のところで被告になった場合であれば、君は一千ドラクマの罰金の危険を冒しても逮捕連行すべきだった、と、そのように言って無罪放免を要求するとすれば、それは実に、いやはや、笑止千万であろう。というのは潔白でさえあれば、どんな方法で訴追されるべきかについてとやかく言う必要はなく、無実潔白であることを示すことこそ必要なのだから。29. まさに同様に、アンドロティオンよ、君も売春をしておいて提議するのなら、我々がテスモタイに

提案者資格審査の請求をすべきであったのに、と言うことによって君は罰を受けなくてよくなる、などと考えるはならない。そうではなくて、自分が無実潔白であることを君は示すか、そのような身でありながら提議した、そのことに対する罰を受けるがよい。なんとすれば君に議案提出の資格はないからだ。万一、法の許す手段ごとくを用いて我々が君への懲罰を果たさなかったとすれば、我々が手控えた手段ゆえに我々に感謝するがよい、それだからといって全く処罰を受けなくてよい、などと思ってはならない。

30. 翻って、この法の制定者ソロンの人物像をも調べ、制定する法のいずれにおいても、彼がいかに国制に意を払っていたか、そして自分がその法を制定する事項そのものよりも、国制についていかにより大きな熱意を傾けたか、アテナイ人諸君、これを見るのは無駄ではあるまい。それは多方面から見て取れようが、ことに売春を犯した者に弁論も發議も許さないという法律からよくわかる。というのは諸君がおしなべて發言の権利を持ちながら行使しないのを見た彼は、このような法を嚴罰とは見なさなかったのであり、そういう連中を罰しようとするなら、もっと嚴しい法を多数制定することもできたはずである。31. しかし彼はそれには積極的でなく、諸君と国制のためにこれを禁止したのである。[603] つまり彼は不身持ちな連中の恥を誰でも弁論で非難できるような国制が、そういった人間にとっては一番手強い相手であることを知り抜いていた。ではそれはどのような国制だろうか。民主制である。けれども弁才拔群で、しかもこのような恥と汚辱に満ち満ちた人間が大勢では危ない、と彼は考えた。32. なぜなら民衆が彼らに惑わされてしたたかに道を踏み外すであろうし、彼らが民主政治の転覆を狙ったり（というのも独裁制になれば、アンドロティオンに輪をかけたような破廉恥漢がいても、政權を握っているかぎり悪口を言えないので）、民衆を自分達とそっくりになるようにできるだけ墮落させたり、ということになりかねないからだ。だから民衆が欺かれて道を誤ることのないように、ソロンは国政協議の場に、その連中が絶対に加われないようにしたのだ。こうしたことを無視して、かの高邁高潔の士は、許されていない弁論と提議をしてよいと考え、あまつさえ違法提案をして憚らなかつたのである。

33. さて被告の父が国家に借金をして未払いなので、彼には弁論も提議も許されない、という法に関して、もし我々側に文書通報の義務があるのにと彼が言うなら、当然同じことを諸君は正論として答弁できるであろう。つまりその時になれば我々はそうするであろうが、今はもちろんやらない、今は、君が犯した他の不正行為の釈明を君がなすべき時であり、我々の方はしかるべき時に法に則ってそれを行うが、今は、法律が君に提議を許さず、他の人々に許される事の提議をすら差し止めていることを示そう。34. では君の父が債務不履行者ではないということ、あるいは脱獄者としてではなく、借金を完済して出獄したことを、証明してほしい。これを証明できなければ、君は許されていないのに提議をした事になる。なぜなら、法は君の父の市民権停止処分の相続人として君を定めており、君は市民権を停止された人間として發言権も提議権も持たないからだ。[604] そして我々が並べて掲示した法について、陪審員諸君、被告が君たちを欺き惑わせようとするなら、私が詳しく述べてきたことを答弁するがよい。

35. また他の事柄についても、彼は諸君を欺くために巧みに仕組んだ議論を用意しているので、それを諸君は予め聞いておいた方がよいだろう。その一つは、「諸君自身のうちの五百人から報奨を奪うな、また汚名を着せるな、彼らの裁判であって私の裁判ではないのだから。」というものである。しかし諸君が評議員たちから奪うことになるだけで、他に何も国家に寄与するところがないのであれば、私は決して諸君に真剣な対応を求めなかつたであろう。だがこれをする事で、他の一万人以上の市民を教化するなら、五百人に不正に恩恵を与えるよりは、それほどの人

数を優れた市民にする方がどれだけよいだろう。36. だが問題は評議員全員ではなく、悪事を働いた者とアンドロティオンにかかわるものだと私は主張できる。何となれば汚名はいったい誰に着せられるのだろうか、もし彼が黙っていて何も提議を行わず、恐らく評議の場には碌に出席せず、評議会が冠を受けないとすれば？無論、誰でもなく、提議を行い、国事にかかわり、評議会を意のままに動かす男に他ならない。というのは、彼ら故に評議会は授冠に値しない評議実績を残してしまったのだから。37. とはいうものの、かりに裁判が評議員全員にまずはかかわるものだと認めたとしても、諸君が彼を有罪とすれば、しないよりどれだけ有益であるかを考えてみられるがよい。もし諸君が彼を無罪放免とするなら、評議は弁論屋に牛耳られるであろうが、もし有罪判決を下せば、一般評議員のものになるであろう。それというのも多数の評議員が弁論屋のこ [605] の奸佞邪悪さの結果として評議会が冠を奪われたのを見て、今後は議事を彼らに委せておらずに、自分で何が最善かを弁ずるようになるであろう。[605] もしそうになって、いつもたむろしている弁論屋連中を一掃するなら、アテナイ人諸君、諸君はすべてがあるべき姿になったところを見るであろう。従って他の何のためでないとしても、まさにこのゆえにこそ、有罪の投票をするべきである。

38. では諸君に知られずにはならない別の事を聞いていただきたい。おそらくピリッポスとアンティゲネス、それに評議監査官及び若干の人たちは登壇して評議会を弁護するであろう。彼らは被告とともに評議場を取り仕切り、これらの悪事の張本人となったのである。たしかに彼らの弁護の名目は評議会を助けることであるが、実際は自分達の利益のための弁論であり、提出しなければならぬ執務審査報告の為に弁じている、ということを知れば皆知らねばならない。39. 事実はこうなのだ。もし諸君がこの訴えを却下するなら、彼らは全員責任を逃れて罰を受ける者は一人もなくなるだろう。というのは彼らが幅を利かせていたその評議会に諸君が冠を授与してしまった後で、誰が彼らに有罪の票を投ずるであろうか。だが諸君が有罪判決をするなら、まず第一に諸君はその票決によって誓いを守ったことになるだろう。次に執務審査会のさいに、彼らの一人々々を審査し、不正なりと諸君が判断する者には罰を、そうでない者にはその時に無罪放免を与える事になるであろう。されば評議会と一般市民のために弁ずる者としてではなく、実は己のために弁じ欺く者として、憤怒をもって彼らの言葉を聞き給え。

40. それからまた、コラルゴス区のアルキアス（彼は去年評議員だった）は良識ある市民として（発言を）要求し、彼らを弁護するだろうと思う。だが諸君は、アルキアスの発言に、たとえばこんな風に耳を貸すべきだと思う。すなわち、評議会が非難されている事項を、結構なこととみなすか、それとも遺憾に思うかを彼に問うのだ。結構だと思うと彼が答えれば、それならもはや彼の言葉を良識ある市民のものとして拝聴したりしなければよい。[606] だが遺憾だと答えれば、では良識ある市民と称しておきながら、いったい全体なぜこのようなことを許したのか、と問い返せばよい。41. そして、反対を唱えたいけれども誰も従わなかったと彼が言うなら、いやはや彼の最良の忠告を容れなかった評議会のために弁じるとは、奇怪至極だ、と応ずればよい。だがもし自分は黙っていたと彼が言うなら、正道を踏み外しそうになっている彼らを阻止できたのに、それをせずにおいて、今になって臆面もなく、こんな悪事をやってのけた連中に冠を授与すべきだと言うとすれば、彼はどうして不正を犯してないだろうか？

42. さてまたアンドロティオンは、平気な顔でこのように言うであろう。すなわち、これらすべては、財産税の多額の未払いを残している少数の横着者から、諸君のために自分が滞納分を徴収したために身に降り懸かったことなのだ、と。そして自分は〔財産税未払いの廉で〕彼らを告発するだろうが一簡単なことだと思うが……、もし諸君が自分に有罪判決を下すなら、今後財産

税を不払いにしておいても罰されずに済むだろう、と以上のように言うだろう。43. だが、アテナイ人諸君、先ず第一に、諸君が誓いを立てたのはこのことに判決を下すためではなく、彼の提議の合法なりや否やについてであることをよく考えて戴きたいし、第二に、国家に害を為すと言いついて人を告発する男が、自分の犯した不正の方が重大であるのに、断罪されるいわれはないと主張するとは由々しき事態だということ、これをよく考えていただきたい。何となれば、財産税の不払いよりも違法提案をする事の方が、はるかに重大な不正だからである。44. だからこの男が有罪判決を受ければ、間違いなく誰も税を払おうとも徴収しようともしないとしても、だからといって彼を無罪放免すべきではない、そのことを諸君は以下のことから知るであろう。ナウシニコスの執政官時代（から）の財産税徴収予定額三百タラントンあまりのうち、十四タラントンが未収であったのを、アンドロティオンは七タラントン取り立てたのだが、私は全額取り立てたと仮定してみよう。[607] そうだとしても諸君は優良（自発的）納税者のためでなく、滞納者のために彼を必要としたわけだ。45. とすると諸君は、国家と現行の法と誓約を尊重する精神を、その金額だけの価値とみなしているのか、その点を今こそ熟考しなければならない。というのはこのように明らかに違法提案をした男を諸君が無罪放免するなら、諸君は法と誓約尊重の精神よりもその額の金銭を選んだと世間に思われるであろう。それだけの金をよしんば誰かが身銭を切つて諸君に出し与えたとしても、受け取るだけの値打ちはない額であり、いわんや他の人から取り立てるのであればなおさらのことである。46. 従つて彼がこのように弁ずる時には、誓いを思い出し、今のこの公訴は、税金徴収の実務についてではなく法の権威についてであるということをよく考えてほしい。そしてどんな仕方でも彼が諸君を法の問題から脇道へ逸らして騙そうともくろんでいるか、また諸君はそれらに対して何に留意して、彼の言いなりにならないようにすべきか、これらについてなお多くを私は言えるのだが、これでもう十分と考えて、よしておこう。

47. 私はまた、この高邁高潔の士の政治実績を調べたいと思うが、それによれば彼の犯していない悪逆非道の行いが、一つもないことがわかるであろう。つまり、彼が恥知らずで大胆不敵で盗人で威張り屋であり、民主政治に携わることに以外ならどんなことでもやつてのけられる男であることを、私は明らかにしよう。ではまず彼の最大の自慢の種である税金取り立てについて、彼の法螺話などに注意を払わず、ありのままの事実に目を向けて調べようではないか。48. 彼は、エウクテモンが諸君の臨時財産税を横領していると言いつて、これを証明するか、自分のポケット・マネーから支払うかしようと言つて、それを口実に、籤で選ばれた官職から投票によって彼を解任させておいて、自分が税の取り立て役にまんまとおさまった。[608] この事について彼は民会で演説し、選択肢は三つ、すなわち祭礼行進用容器を割（つて貨幣を鑄造する）か、新税徴収をするか、あるいは滞納分を取り立てるか、の都合三つであると言つた。49. むろん諸君は滞納分取り立てを選んだのであったが、約束で諸君を手玉に取つた彼は、当時の情勢も幸いして、好き勝手にできる特権を手に入れ、こうしたことのためにある現行の法に従う必要はなく、またそれでは不足と見ても、新たな法を作る必要もないと考え、言語道断の違法提案を民会に出した。それによって、自分には儲け仕事を拵え、諸君からはごっそり盗んだのである。すなわち刑務役人（ヘンデカ）が自分に従うべきだという一文を入れたのである。50. そこで彼ら十一人（刑務役人ヘンデカ）を引き連れて、アンドロティオンは諸君らの家に行った。だがエウクテモンに税金を出させる、さもなくば自分が代わりに払う、と言つた事柄について、彼は何の証明もできず、まるでエウクテモンではなくて、諸君に対する敵意からこの挙に出たかのように、諸君から取り立てたのである。51. いや滞納者から取り立てるべきではなかったと私が言つてるとは、どうか思わないでいただきたい。取り立てはたしかに必要不可欠であつた。だがいかにして？法の命ず

るところに従って、自分以外の人々のために、これが民主制のやり方なのだ。何となれば、アテナイ人諸君、このようにして取り立てられたこれっぽっちの金によって諸君が得た利益は、国政に持ち込まれてしまったこのような慣例によって諸君が蒙った損害には比ぶべくもないからである。そもそも人が独裁制よりは民主制のもとで暮らしたがるのはなぜかを訊ねれば、先ず一番簡単な答えは、民主制の方が万事につけ（人に）優しいということであろう。[609] 52. ところで私は、この男がどこの独裁制であれ、それよりも凶暴であったことを問題にするつもりはない。だが我々の国のことを言うなら、いったいつ未曾有の暴虐がはびこったであろうか？ 三十人政権時代、と諸君は異口同音に答えるであろう。だが当時、聞くところによると、自宅に身を隠せた限り、身の安全を奪われた者は誰もなかったのであり、われわれが三十人政権を糾弾するのは、彼らがアゴラから不当に市民を連行したことに対してである。ところが三十人を凌ぐ彼の暴戻ぶりと来たら、刑務役人（ヘンデカ）たちを家まで連れて行き、民主国家の政治に携わる者でありながら、個人の家という家を牢獄と化したのである。

53. しかしながら、アテナイ人諸君、諸君はどう思うか？ 貧乏であるか、ないしは金持ちであっても何かと出費が高んで当然ながら現金不如意になってる者が、身柄を拘束されて牢に引っ張られないようにと、屋根伝いに隣人のもとに身を寄せたり、ベッドの下に隠れたり、あるいは他に、奴隷ならともかく自由人のものとはいえないようなみっともない振舞いをして、しかもこの国の自由な市民たる自分が娶った妻にそんな姿を見られてしまったという時、こういうことのそもそもの原因はアンドロティオンであり、身持ちの悪さゆえに自分のために裁判に訴えることができず、まして国事にかかわる提訴など許されない男であるという事実を。54. だがしかし、税金は財産にかかるのか人間にかかるのかと訊ねられれば、財産に、と彼は答えるであろう、かりにも事実を言う気であれば。実際我々は財産にかかる税として払っているのだから。では何故に君は土地と家屋の没収と台帳記入にしておかず、れっきとした市民とあわれな居留外国人に縄目の恥を与えたのか、それはまさに君の家内奴隷に対するよりも屈辱的な処遇ではないか？ [610]

55. いや実際、奴隷であることと自由人であることの違いを諸君が考えてみようとするなら、奴隷はどんな犯罪を犯しても、その責めを受けるのは肉体であるが、自由人なら、どんなに運が悪くても、身体だけは守れるという点が一番大きな違いであることが、おわかりになるだろう。なぜなら大抵の場合、自由人には罰金で償わせることになってるからである。だのにアンドロティオンはあべこべに、まるで奴隷であるかのように、身体的懲罰を行ったのである。56. 諸君に対してかくも無恥放埒に振舞った彼は、ついに、自分の父親の方は国に借金をしたために収監されたのに、返済もせず裁判もなしに脱獄しても構わないのに対し、他の市民で負担額を支払えない者は、家から牢へ引きずって行かれねばならない、とこう考えるに及んだのである。かてて加えて自分は何をしてもいいといわんばかりに、売春婦だが財産税納入義務のないシノベとパノストラの差し押さえをしたのである。57. もっとも、彼女達がひどい目に合うのも道理さ、と仰る向きもあろうが、少なくともこんな事だけは、つまり、機に乗じて増長した挙げ句、人の家にずかずかとはいりこみ、何の負債もない者の家具什器を持ち出すなどは、道理にかなわぬことである。何しろ、道理でこんな目に合うのか、また、合ったのか、というような人は大勢いるのだから。しかしながら法も、諸君が守るべき国家慣習も、このようなことは言っていない [611] い。そこに盛られた精神は憐憫、寛容、自由人に相応しいものすべてである。58. むろん被告は、その生まれから言っても育ちから言っても、そのどれをもかけらすら持たない男である。[611] 彼を愛するが故ではなく、賃金を払ってやれる為に彼とつきあった人々から、彼はあまたの侮辱と嘲罵を受けているからだ。それらに対し、君が怒りを向けるべきは、たまたま出合う同胞市民で

もなければ君と同じ商売の売春婦でもなく、そのように君を育てたその人物なのである。

59. してみれば、これらが悪逆非道な違法行為でないとは、彼は決して主張できないであろう。だのに彼は鉄面皮にもこの告発に対して常に先回りして弁明する工夫をし、諸君の利益ために、諸君の為を思うがあまりに自分に敵をつくってしまい、今窮地に追いつめられている、と図々しくも民会で言ったのである。しかしながら、アテナイ人諸君、私は明らかにしよう、諸君のために為したことのために、彼は何の不都合をも蒙ったためしはなく、これからもないだろうということ、そうではなくて自分の暴戻流神に対し、今日のこの日までいかなる報いも受けてはいないが、諸君さえ正義の鉄槌を下せば、成敗されるであろう、ということ。60. どうかこの点を考えていただきたい。いったい彼は諸君に何を約束したか、そして諸君は彼に何をさせることを投票議決したか？税金取り立てである。このほかに何かさせようとしたか？何一つない。よろしい、では、彼の取り立ての細目を諸君に思い出してもらおう。彼はコイレ区のレプティネスから三四ドラクマ、アロペケ区のテオクセノスから七十ドラクマかもう少々、そしてエウペロスの子カリクラテスと、名前は言えないがテレストスの年少の息子から取り立てた。いや名をいちいち挙げるまでもなかるうが、彼が徴収した大方の者のうちに、一ムナ以上の未納者がいたかどうかを私は知らない。61. では諸君は、この人達が例外なく彼を憎み敵と見なしているのはこの臨時 [612] 財産税のためだと考えるか、それともそのうちの一人は、諸君全員が聞いている民会で奴隷呼ばわりされ、奴隷の子であり、居留外国人とともに六分の一税を支払うべきだと言いつてられ、またある者は子供を売春婦に生ませたと、またある者は、父親が売春をしたと、またある者は、母親が娼婦であったと、またある者には、最初から横領の明細目録をつけていたぞと、またある者はあれやこれやの、また別の者はありとあらゆる犯罪を犯したと、彼らことごとくを片っ端から誹謗したからだと考えるか。62. 私にはよくわかっている、彼が酔っぱらいまがいの乱暴を働いたこれらの人たち一人一人が、臨時財産税を致し方ない出費と了解したものの、こんな風に侮辱され踏みつけにされて耐え切れぬほどくやしき思いをしたことを。私はまたよく知っている、諸君が投票によって選出したのは、税金取り立て役を彼にさせるためであって、個人的な不幸を悪し様に罵り、これを晒しものにするためではなかったということ。たとえ本当であっても、君は口にすべきではなかったのだ（人間誰しも、思うようには行かないことが、ままたあるではないか）。あるいはもしよく確かめもせずに君が話を捏造したのだったら、どんな罰を受けても君は償えぬではないか？63. 彼らが一人残らず、税を徴収されたからでなく、侮辱され酔っぱらいまがいの乱暴をされたがために彼を憎んでいることを、なお次のことから諸君は確信するであろう。造船所監督のサテュロスは、諸君のために七タラントンならぬ、三四タラントンをこの同じ人々から徴収し、就役した軍船の綱具類装備のために使った。そして誰もこのことのために彼を憎んではないと彼は断言しているし、徴収された者も誰一人彼にたいして争いを起こしていない。なぜなら彼は課された任務を遂行したまでであるのに対し、君は国家のために多額の拠出をした市民たち、君より人柄も生まれも [613] 優れた市民たちに向かって慎みもなく増上慢に職権を乱用して讒言悪罵しても構わないと考えたからだ、私はそう思う。[613] 64. とすれば陪審員たちは、こうしたことを君が自分たちの為にしてくれたと信じ、君の無神経かつ奸佞なる所行を自分たちの責任だと考えるであろうか？いや、このために彼らは君を憎みこそすれ、守ってやるいわれはないのだ。国事に携わる者は国家の精神に倣うべきであり、アテナイ人諸君、そのような者を守り、まさに彼のような人間を憎むのが諸君のつとめである。諸君はこの言葉をよくご存知だろうが、私は敢えてそれを言おう。どんな人間を敬愛し守るかがわかれば、諸君はその同

類と見なされるであろう。

65. ところでこの取り立てを彼が行ったのは、諸君の為などでは決してないことを、私は直ちに明確にして見せよう。かりに誰かが彼に訊くとしよう、一方でつましく暮らしている農夫が、子供の養育や家事の諸々の出費、それにあれこれの公共奉仕金の負担のために納税が滞っていたとして、他方で優良（自発的）納税者の納入分や、同盟国からの貢納金をかすめ取って蕩尽してしまう連中がいるとすれば、いずれが国家に害悪を為すと思うか、と。いかに厚顔無恥な彼といえども、公金横領者よりも負担額未納者の方が害悪をなしていると答えるほどの凶太さはまさか持ちあわせぬであろう。66. おお暴戾の徒よ、君が政務に関わった三十年以上の間に多数の将軍が国家に害をなし、多数の政治家がまさにこの法廷で裁きを受け、あるいはその罪科ゆえに死刑に処せられ、あるいは身を隠して亡命したというのに、かくも弁才抜群の君がだれか〔614〕を告発したことは絶えてなく、国家が受けた損害故に憤激したためしもなかったのだが、ここに来て、多くの者が非道の扱いを受けねばならなかった時に、ぬけぬけと心配顔で罷りてたのは、一体何のためなのか。〔614〕67. そのわけを、アテナイ人諸君、私に言わせたいか？〔彼らは諸君に対する加害者たちの片棒を担ぎ、国庫納入金からピンはねしている。胴欲なこの者らは、国家から二重にうまい汁を吸っているのだ。なぜなら微罪のある多数者の敵意を買うことは、大罪を犯した少数者に憎まれるよりたやすいこととは言えず、少数者の不正より多数者のそれに目をつけることの方が民衆に気に入られるということもないからだ。だが私の言うこれが、その理由なのだ。〕彼は自分がそういう者、不屈き者の一人であることを自覚しながら、他方で諸君など歯牙にもかけていなかった。それだからこそ、彼は諸君をこのように扱ったのだ。68. たとえこの国が奴隷国家であって他国支配を標榜する者の国ではないと諸君が認めたとしても、アテナイ人諸君、彼が居留外国人といわずアテナイ人といわず、アゴラで浴びせた辱めの数々を諸君は許せなかったであろう、彼は縄を掛け、連行し、民会の演壇上で自分より人柄も生まれも優れた者たちを奴隷、そして奴隷の子と罵り、牢屋を建設したのは無駄だったのかと詰問したのである。私はもちろん同意したであろう、もし、君の父が足枷をつけたままディオニュシア祭の行進に合唱隊の舞をして、そこからずらかれたのであれば。だが彼が為した限りの他の侮辱行為をすべて語ることは不可能であろう。それほどにも数限りなくあるのだ。それら一切にたいし、今日のこの日諸君は正義の断罪を下して、他の者がもっと節度ある振舞いを心得るように、彼を見せしめとしていただきたい。

69. しかり（なるほど）、被告が政務に関わった実態とは実際このようなものなのだが、彼が立派に処理した仕事もある（とおっしゃる向きもあろう）。〔615〕しかしながら他のすべてにおいて、今聞いてもらった話が彼を憎む理由としては最低のものにしかならないような、そのような態度を彼は諸君に対し取ったのである。では何から申し述べよう？彼が祭典行進用聖材をどのように修繕したか、そして金冠をどのように破壊したか、ということか、それとも聖杯の見事な制作ぶりか？そうとも、たとえ国家に対する犯罪を他に何も犯していないとしても、これだけで彼は一度どころか三度死刑判決を受けてもおかしくない男であると知れるであろう。とにかく彼は神殿荒らし、洗神罪、窃盗罪そしてあらゆる極悪無道の罪名をつけられるからである。70. では、彼が諸君をペテンにかけようとした多数の演説は、不問に付すとしよう。だが冠の金箔がまるでスマレカバラの葉であって純金製ではないかのように、年月が経って腐って落ちてしまったと言って、これを溶かすよう彼は諸君を説き伏せたのであった。そうしておいて、臨時財産税の取り立てに際しては、国有奴隷に立ち会わせるべしとの一條を、公正を装って書き足したのであったが、それは、納税者一人一人が検査確認するはずのことであった。それなのに彼が壊そうとした

冠については、この同じ公正なやり方を用いず、自分自身が提案者、金細工師、財務官そして財務監査官になったのである。71. ちなみにもし君が担当する政務すべてにおいて自分を信用してくれと求めたのであったら、君が盗人であることは、同じように露見はしなかったであろう。だが実際は臨時財産税徴収に際して、君をではなく国有奴隷を国家は信用せよという公正な条項を君は規定しておきながら、こんどは他のことをして聖財をいじろうという時（その中には我々の時代のものではない奉獻物さえある）、税徴収の際に見せたと同じ用心の一項を付け足さなかったことがわかれば、なぜ君がそうしたかは自明ではないか？少なくとも私にはそう思える。72. それにしても、アテナイ人諸君、何という美しい、奮い立たせるような国有の銘文を永遠に消し去って、その代わりに何という流神的かつ悪辣な文句を彼が書いたかを見られるがよい。[616] 諸君は皆、冠の台輪の下に刻まれた文字をいつも見ていただろう。“同盟国より、アテナイ国民に、勇気の徳と正義ゆえに”あるいは“同盟国より、勝利を称えてアテーナー女神へ”あるいは国ごとに“某々同盟国よりアテナイ国民へ、アテナイに救われたあかしに”あるいは“解放されたエウボイア人より、アテナイ国民にこの冠を捧ぐ”あるいは“対ラケダイモン海戦より（凱旋せる）コノン”などである。冠の銘文はこうしたものだった。73. 無量の誇りと名誉心で諸君の胸をいっぱいにしたこれらの銘文は、冠の破壊とともに消え失せてしまい、その代わりにこの男娼が作らせてくれた聖杯の上には、“制作管理者アンドロティオン”と刻まれている。してみると身体を売春で汚し、聖域に足を踏み入れることを法律によって禁じられている男の名前が、神殿で聖杯に刻まれているのである。そっくりだ、そうではないか、前の銘文にそっくりの、諸君の胸を同じ名誉心でいっぱいにする銘文ではないか。74. [とするとこのことから、三つの凶悪犯罪が彼らの所業であることが判明するであろう。彼らは女神から冠を奪った。冠があった間はそれが記念になっていたのだが、それらの偉業ゆえの国の誇りを消滅させてしまった。奉獻者から小さからぬ名誉を奪った、すなわち受益者の感謝という名誉である。こうした悪事をこうまで際限なく犯しておきながら、彼らは無神経かつ傍若無人も甚だしく、[これらを立派に処理された成果とうそぶき、] あげくの果てに、一人は彼のおかげで無罪放免の評決をもらえるだろうと考え、またもう一人は（彼の）側に座ってその行いを恥じて身を隠すことすらしない始末である。] 75. [617] このように金にかんして厚顔無恥であるばかりか、彼は次のことさえ知らぬほど愚かでもある。つまり冠は徳 [617] を表すが、杯やその種ものは富のしるしであるので、冠でさえあればどんなに形が小さくても、大きいものに劣らぬ名誉を意味するが、酒杯あるいは香炉では、数があまりに多いと所有者に金満家のレッテルが貼られ、かといって貧相なものに勿体ぶると、それが名誉になるどころか、悪趣味な男と思われるというオマケがつく。してみると彼は名声を表す品々を破壊し、富を表す品々を貧相な、諸君に価値のないものにしてしまったのである。76. その上彼は、アテナイの民衆が金儲けにはまったく頓着せず、何を措いても名声をこそ手に入れようとしたことも理解しなかった。これがその証拠である。アテナイ民衆は全ギリシア中最大量の金銭をかつて手中にしなが、そのことごとくを名誉心のために費やしたのであり、私財をなげうち、名声のためにはいかなる危険をも辞さなかった。よってアテナイ民衆には不滅の財産がある。一つはもろもろの事績の記憶であり、もう一つはそれらを記念して建てられた建造物の華麗さである、すなわちあのプロピュライア門、パルテノン神殿、列柱回廊群、造船所であり、壺一對でもなければ各々一ムナの重量の純金製皿四枚か三枚でもない。もっともそれを君は、思いつきでまた溶かそうと提案するのだろうか。77. 父祖たちは自分らに十分の一税も課さず、財産税を二重取りするという、敵の呪いを成就させるような措置も取らずにこれらを建造し、また君のような提案者に従って政務を協議処理したりはしなかった。そうではなく、敵を制し、

まともな人間が神に願うであろうこと、すなわち全市民を和合団結させ、君のような身持ちの連中をアゴラから締め出すことによって、彼らの不朽の譽れを残したのである。[618] 78. だがアテナイ人諸君、諸君はかくもお人好しで呑気者であるゆえに、こうした手本が目の前にありながらその掣みに倣わず、アンドロティオンが諸君の祭典行進用聖材の修復者になっているではないか、おお天よ地よ、このアンドロティオンが！これ以上の流神行為があると諸君は思うのか？私の考えによれば、聖域に入り手水鉢や供物籠に手を触れ、先導者となって神事を務めるべき男は、単に規定の日数だけ精進潔斎すればよいのではなく、この男のような素行とはおよそ無縁の、心身浄らかな生活を送ってきた人物でなければならないのである。

(ii) 注

1. 冒頭に提訴の理由と目的が述べられるが、その言い回しに周到な修辭的配慮が払われている。すなわち 1. エウクテモンはひどい目に遭わされた。2. だが自分はもっとひどい目に遭わされた。3. しかし叔父はもっともっとひどい目に遭わされた。4. しかしながら国家は、さらに許しがたい害を蒙った、と漸層法 (climax) 的な叙述によって、犯罪の重大さを印象づけておいて、その被告が弁論の達人であるため、誑かされてはならない、と最も肝心の警告をする。「国体の擁護」が、じつは政敵排除の目的を隠蔽すると同時に陪審員の心証をよくして勝訴に導こうという、法廷戦術の常套のレトリックであった可能性は、解題に述べたグラペー・パラノモーンの時代的性格から十分に考えられるが、同時に国家の利益を強調することは、その帰結として陪審員の利害にかかわることを意味したので、聴衆の傾聴を促さずにはおこなったはずである。

陪審員諸君：五百一人 (端数の一人がどのようにして選出されたかは不明) の陪審員に対する呼びかけ。ただし一組五百一人からなる陪審員団が、複数組み合わせられていた可能性もある。『ティモクラテス弾劾』9で触れられている裁判では、千人規模の法廷二つが判定に当たった。この裁判が君たちの利害にかかわるぞ、と関心を喚起する手段として、呼びかけは重要。以下弁論の要所々々に呼びかけが使われている。呼びかけられる陪審員集団は、解題で述べたように、総じて貧困者からなっていたという推測が有力である。

原文の「擁護し (boethein)」「遂げる (labein)」「為すべき (dein)」「果たす (poiein)」は語尾反復 (paromoiosis) で耳朶を打つ。同様に「謀られて (epibouleuthe)」「信じた (episteuthe)」も、語尾反復。音楽的効果に似た快い音調で、いつしか聴衆の傾聴を誘う。

金銭上のがめを受け：臨時財産税 (非常時に財産に応じて課せられた特別税) の徴収役人であったエウクテモンが横領の嫌疑を受け、罰金を払わされたこと、を指す (48節参照)。

公職から追われた：直訳すれば、諸君の間から追われた。諸君、とは陪臣廷の公職についている人々である。

3. 五分の一の評決すら得られぬ始末であった：公訴で敗訴した原告は、罰金を科せられ、ある期間同種の提訴をすることを禁じられた。この流神罪告発で、アンドロティオンは一千ドラクマの罰金を払わされたと『ティモクラテス弾劾』7にある。そこでは、しかし、告発されたのはディオドロス本人 (叔父でなく)、被告となったのもディオドロス本人 (叔父ではなく) とされている。単数のアンドロティオンを話題にしてきたのに、ここで「彼らの方は」といきなり複数になる理由は、被告アンドロティオンに与する人物として、おそらく (ティモクラテスが) 被告の横にすわっていたからであろう。ティモクラテスはディオドロス告発に加わった可能性がある (『ティモクラテス弾劾』162)。

私は……報復を遂げんとするものである：いわゆる職業的告訴者（シュコパンテス）ではないことを明確にするためにくり返された文句。私訴（dike）では、被害者またはその親族のみが訴追権を持ったのに対し、公訴（graphe）では、第三者による訴追も許された。その悪しき結果として生まれた職業的告訴者は、アテナイ名物となっていた（アリストパネス『アカルナイの人々』903、『鳥』1423以下、『福の神』858以下）。彼らの目的は、勝訴した場合に得られる報酬や、訴追しないという条件で相手側からゆすり取る金銭や、対立する二者の一方から訴追を依頼されて得る謝金などであった。しかしこの“金で買われた弁論”と認定されるものに対しては、厳しい処罰が定められており、また敗訴した場合、あるいは途中で訴えを取り下げた場合には、罰金を科せられた。従って最初に本裁判が金銭がらみでないことを明確にする必要があった。私怨を前面に出すことは、また、政治的党派抗争を隠蔽するのに役だった。

私的な事柄について（men）……諸君に少なからぬ害を与えた事柄について（de）：“men-de”の対置構造を表す小辞は、冒頭でもエウクテモン（men）対自分（de）に使われたのをはじめとして、全編にわたってくり返し使われ、強調対照技法の一つとして有効に働いている。つまり、強調はおおむね常に後半（de…）にあり、この裁判に陪審員の利害が大きくかかわっていることに留意するよう陪審員の注意を喚起している。

4. なにしる……彼は弁舌の古兵（ふるつわもの）で：上述のように犯罪者であることは自明であるとはいえ、口達者な男であるので、被告弁論に諸君は騙されてはならない、の意。従って被告が展開するであろうまやかしの議論を事前に予測して、その論破の要点を述べようというのが5節以下である。この4節に対する古注のほか、ヘルモゲネス、ゾシモス、スーダ辞典が、アンドロティオンを高名な弁論家イソクラテスの弟子と伝えている。『ティモクラテス弾劾』158も参照。

誓約に悖る評決：六千人の陪審員は、各年度のはじめに誓いを述べたが、恐らく投票に際して公正を旨とすること、贈収賄を拒否することなどがその内容であっただろうと思われる。

5. 陳述の始まりを示すgarが使われて、陳述に入ると見る評家もいるが、本稿では提議内容の開始（＝説得）と見る。

違法提案にたいする公訴の審理の慣習（『冠について』111、『レプティネス弾劾』98）に従って、法廷には恐らくアンドロティオンが提出した議案と、彼が違反しているという条文とが並べて掲げられたであろう。その辞句を辿りながらの仮想弁明に対する論駁は、しかし、四つの論点が理路整然と論じられる一方で、辞句解釈のきわどい曲芸さながらに、ソピストリーの見本の観を呈する面もある。

彼はこう言う：現在形で臨場感を出す。「報奨発議権は民会にある」というアンドロティオンの仮想弁論に対して、「先議の段階から合法議案でなければならない」という反論には論理的飛躍があるが、先議原則の方が優位にあるという直接の反論は、上に述べた掲示条文を指で差し示すことで故意に口にされなかったのであろうか。

6. 陪審員団に話しかけていた弁者が、「君が率先して始めねばならないのである」と、急に被告に対する二人称に代わっているが、法廷では少し前からアンドロティオンの方に向き直り、「君が」のところではアンドロティオンを指さして、一段と攻撃的に難詰したと想像される（「君が率先して」は、原文文末の強勢位置に置かれている）。悪習だと認めるなら、今君が率先して改善すればよい、との議論は、『アリストクラテス弾劾』99にも使われており、ローマの修辞学者クウインティリアヌス（5.14.4）やゲリウス（10.19）の褒めるところである。

8. もし私が……、だがしかし：“men-de”の対置構造になっていると同時に、違法という

ことになる……違法であろうかが“eireka-eireka”の語尾反復で際だてている。一般に対置語法 (antithesis) は、二つの対象だけを視界から鋭く切り取り、その対照性ないしは類似性に光を当てることにより、均衡のとれたシンメトリの優美な枠組みの中で両者間の違いや相似を微妙にまた鮮やかに浮かび上がらせる。論理を明晰にすると同時に高い美的効果を發揮して聴衆に心地よく働きかける。

9. 評議会の幹事たち及び……幹事長：(前四世紀) 九人の幹事 (プロヘドロイ) は、当該民会期間中、プリュタネイス (各部族が、抽選の順番に従って各一ヶ月あまり務める当番評議員) に当たっていない部族の評議員から籤でえらばれ、評議会、民会の議長団となり、その中からさらに籤で選ばれた一人の幹事長 (エピスタテス) が議長を務めた。従ってこの九人は、民会に対しては、評議会の代表者にあたる (アリストテレス『アテナイ人の国制』44.2)。

請求しようともせず受け取るつもりもない者なら：チップを自分からは要求しない現代のホテルの客室係のように、とでも言うべき含意。

10. 民会による授冠を法が許さない：建造軍艦数については、ディオドロス・シクロス (11.43) によると二十隻と。異説もある。

メイディアス：七年後の前三四八年に、デモステネスと激しく対立した、『メイディアス弾劾』で知られる人物。

11で先議原則違反どころか軍船建造義務違反というより重大な罪科を犯している、と、掲げられた法文の辞句をなぞってみせつつ、いよいよ本陣を攻め、続いて増大技法 (12-16) によってこの条文の重要性を印象づける。この二年前三段櫂船奉仕者の義務怠慢に対して評議会が極めて厳格な態度を取った (テオベモス裁判) ことを思い出す市民もいたであろう。増大技法 (auxesis, アリストテレス『弁論術』1368 a) については、テオフラストスはその種類を、事実の、帰結の、対照の、比較の、時宜の、感情の増大の六項目に分類している (ロンギヌス 断片11)。

13. プロピュライア門とパルテノン神殿を建造し：パルテノン神殿やプロピュライア門の建造は実際には前四三〇年代のペリクレス時代の事業であったからアナクロニズムを犯している。しかしアテナイの栄光の例証としてこの“往昔の賞賛”は、弁論家の常套手段 (イソクラテス『パネギュリコス』96ほか) であった。

時すらもその記憶を奪い去ることができないような……恩恵：デロス同盟盟友国にアテナイが導入させた民主制など、無形の価値を指すと思われる。

14. つい最近：前三五八-七年の、エウボイアでのテバイ制圧を指しているのが弁論時 (前三五五年) より三-二年前のこと。

エウボイアに：「三日で」は誇張か？碑文 (CIA 2.64) によれば前三五七年のエウボイア遠征は、一月。書写生が三十日を三日とよみちがえた？事実はティモテオスが将軍でありながら、カレス指揮下の傭兵部隊によってアテナイ側に勝利がもたらされたものであった。テバイ人から解放されたエウボイア人は、感謝の金冠を贈り、それがアクロポリスに奉献されていた。72節で言及されている。デモステネスは三段櫂船奉仕者として参加したことを『冠について』99で言及し、他でもこの事件を好んで引き合いに出した (『アリストクラテス弾劾』173, 『ケルソネソスについて』74, 『メガロポリス人にあてて』14など)。

降伏させ：字義通りには「休戦条約下にテバイ人を置いて」休戦条約のもとに戦死者の遺体収容を認める、の意で、敗者側が敗北を認めたことを表す。

15. デケレイアの戦い：前四一三-四〇四年。いわゆるニキアスの平和が破られて、アルキピアデスの売国的建言によりスパルタ側がデケレイアを奇襲封鎖し、ペロポネソス戦争終結時まで

アテナイを悩ました（トゥキュディデス『戦史』7.18）。

計り知れない惨禍：アテナイはシシリー遠征失敗（前四一三年九月）後、国内では四百人政権のクーデターを経験しながら、なお海戦で最後の力を振り絞って勝利を得たが（キュノスセマ、キュジコス、アルギヌサイ）、アイゴスポタモイ（前四〇五年）の海軍潰滅後直ちにスパルタ人によって市街を包囲されて翌年降伏した。

対ラケダイモン戦：（前三七八-三七一年）アテナイとテバイの連合軍による対スパルタ宣戦布告に始まる一連の戦闘を指すのであろうが、とりわけカブリアス指揮下にナクソス島沖で果たした勝利が、航行を恐れてエウボイア沖で足止めされていた穀物船のアテナイ入港を可能にし、市民を飢餓の恐れから救った（前三七六年九月）ことに言及している？あるいは、スパルタのコルキュラ攻撃の後の束の間の平和の後に起こった戦争のこと？前三七三年にティモテオスは、金不足で乗組員を確保できず、コルキュラ島援助のために彼の指揮下に委ねられた艦隊をカラウリに置きとどめるのやむなきに到った。成功裏に終わった襲撃とは、恐らくこの間にカブリアスによってアイギナ巡航船を敵にまわして行われたものであろう。ティモテオスは解任され、代わりにイピクラテスが任命されたが、イピクラテスは出発に際してアッティカに隣接した場所の安全を守っていた艦隊すら徴発せねばならなかった（クセノポン『ギリシア史』6.2.14、ディオドロス・シクロス15.47）。コルキュラ戦の勝者イピクラテスは、アテナイ人に有利な平和条約調印を可能にさせた（前三七一年）。

オオハヤズエンドウ：常時は人間の食糧ではなかった。

16. イソクラテス流の対置的論述によってデモステネスは、数カ月前の三五五年八月終わりか九月と推測されるイソクラテス『平和について』の論旨に間接的に答えているようである。そこで、海上帝国主義は、国家財政逼迫の原因とされている。

17. **二五タラントン：**二十隻の軍船建造費とは考えられない少額？評議会の責任に関わる。一タラントン=六十ムナ、一ムナ百ドラクマ、一ドラクマ=六オボロス、前五世紀末の職人の日当は大体一ドラクマであったと言われる。

20. **自らこの財務官を選んだ：**テキスト不全。アリストテレス『アテナイ人の国制』46によれば、三段櫓船建造委員（trieropoioi）は評議会が評議会委員中から十人を選出したが、財務官は、軍事財務官（同43.1）、パラロス財務官およびアンモン船財務官（同.61.7）が民会選出であることに倣って、民会の選挙によったはずである。ユリヌスに従って、toutonは財務官を指し、hauteiあるいはhauten（codd.）をauteと読むならば、以上に対し今回は評議会が自ら任命するという違法を犯し、この事態を引き起こしたのだから、着服失踪は評議会の責任である、という主張になり得る。

21. **売春法：**アイスキネス『ティマルコス弾劾』19、20からその概要がわずかに知られるが、アイスキネスはこの法によって政敵ティマルコスを弾劾、追放した（デモステネス『使節について』2）。これに関する提訴が、テスモテタイの所轄であったことは、この箇所からのみ知られる。讒訴、告発などの概念規定から攻める典型的ソピスト論法。

22. **蓋然性の高い議論：**アリストテレス『弁論術』（1376 a 20）、キケロ『発想について』（1.29（46））。

23. **被告が裁判で簡単に報復を果たせるような：**弁才十分の被告なら、偽証罪に問うことが簡単にできるであろうような、の意の強烈な皮肉。アリストテレス『弁論術』（1376 a 20）によれば「蓋然性の高い議論」などには偽証罪で応酬することができないが、証人については、それができる。

彼の行っているものこそ讒訴であり告発だ：先のアンドロティオンによるエウクテモンとディオドロスに対する告発を指す。

我々の任務は……今の我々の任務は：相手の“任務” (prosekei) の語を使つての巧みな反論。(アリストテレス『弁論術』398 a 8参照) テスモテタイについては27注参照。

25. kai men.....geと、事柄の新たな展開を導入する小辞が使われている。反意を表す場合もあるが、ここでは前述事項を強調する働き。(テスモテタイの所に提案者資格審査の請求をすべきだなど) 一つの報復方法をアンドロティオンが示唆するなら、それはアテナイ精神に反するし、犯罪者の口吻としては笑止千万である。

26. 窃盗にかんして、ここに挙げられている四つの法的対処方法、1. 自力で逮捕連行する (apagoge), 2. 官憲に訴えて役人を現場へ案内して逮捕させる (ephegesis), 3. 文書で公訴する (graphe), 4. 私訴によって窃盗物品の返還と賠償を求める (dike), のほかに、文書による通報 (endeiksis) もあったようである。

テスモテタイの職務についてはアリストテレス『アテナイ人の国制』52, 調停委員ディアイテタイについては同書, 53.4 .

27. 逮捕, 告発, エウモルピダイへの訴え, アルコン・バシレウスへの申し立て：犯罪の種類別に対応する所轄機関については、『パンタイエトス弾劾』33にも。[……] 部分は、前文と同趣旨のくり返しで、竄入とされる。エウモルピダイはエレウシス秘儀の世襲祭司。貴族政時代以来最高位の官職であったアルコンは九人構成で、筆頭執政官=年代呼称に名を与える (アルコン・エポニューモス), 軍事担当官 (アルコン・ポレマルコス), 祭司担当官 (アルコン・バシレウス) および六人の法務執政官 (テスモテタイ) の別があった。(前四八七-六年以来アルコン職は選挙でなく籤で選ばれるようになり、地位は低下した。)

28-29. 再び典型的なソピスト論法。

29. 感謝するがよい、……などと思つてはならない：接辞省略 (asyndeton) で語調鋭く切り込む。

30. 賢人ソロンの名が、法律と言えは必ず出されるのが常套だが、言及されている法は、正確には、クレステネス、バリクレスに発するものであろう。しかしソロンの偉大さを、自分の採る手続きの権威づけとして有効に用いている。増大技法の一つとしての権威づけ (ab auctoritate)。増大技法に入るとき、呼びかけは有効な補助手段になる。

31. 知り抜いていた：原文では、「知っていた、知っていた (edei, edei)」と畳語法 (epizycsis) による強調。

32. 高邁高潔の士：(kalos k'agathos) 皮肉たっぷりこの売春法についての議論を閉じる。後に47節でも使われる語。

33-34. 父親の国庫に対する負債の相続人 (完済まで市民権停止処分は有効であり続けた) であるため提議の資格を持たないのに、アンドロティオンが提議をしたことの違法性を指摘する。しかし議論は売春法の場合と同じく実証性を持たないので、説得力はない。なお市民権停止の内容が、何であったか、民会出席、公職就任、訴追、神殿やアゴラに立ち入る権利などが考えられるが、土地所有権、自由人身分の女性との婚姻などについてはどう扱われたか、など不明の点が多い。

33：典型的なソピスト論法。

34. 債務不履行者：単に借金を払っていないだけでなく、債務不履行者として名を公式記録されること。

我々が並べて掲示した法：11に対する注参照。

35. 一万人以上の市民：歴史学者間で論議を呼ぶ数字。アリストパネス『蜂』709には“二万の市民”と。デモステネス『アリストゲイトン』1.51では“二万の市民”と。一万は多数の意で使われることも。

37. 無罪放免とするなら……有罪判決を下せば：両立しない二つの結果を想定して、どちらを採っても逃げられないような論を仕掛ける。

38. 評議 監査官：アテナイの公職に関する監査制度には、監査官 (antigraphus) として、財務監査官 (antigraphus tes dioikeseos) と評議監査官 (antigraphus tes bules) があった旨、ハルボクラティオンの注にあり。後者については、アリストテレス『アテナイ人の国制』54.3.

名目で真意を隠蔽する悪党ぶりが、men (評議会を助ける)、de (自分たちの利益を守る) の対置語法で鮮明に描かれる。

40. アルキアスに対する詰問は、肯定否定のいずれの答えをしても、言い抜けられないような詰問を想定して、予め議論を封ずる典型的なソピスト論法。

評議会が非難されている事項：証明済みであるかのように仮定されている。

42. 今回の裁判を、戦時財産税滞納分取り立ての犠牲的政務の結果怨みを買ったためと言って、では遵法精神とセタラントンのどちらを重んずるか、と違法提案の訴えとは直接関係のない話題へのつながりをつける巧みな運び。

44. ナウシニコスの執政官時代：(前三七八-七年)、15節で「対ラケダイモン戦」として言及されている戦争が起こったため財産税 (eisphora) の基準が見直され、シュンモリアイ (symmorai, 有産市民の納税集団) が創設された。未納者には厳しい罰則が定められた (IG 2, 45)。ナウシニコスのアルコン時代はアテナイの行政新時代の始まりと見なされた。

三百タラントンあまり：ナウシニコスのアルコン任期一年間の財産税額としては大きすぎるが、その年以降弁論時 (前三五五年) までの二三年間の税額としては少なすぎる。伝承不全か？

全額と仮定してみよう：『ティモクラテス弾劾』162で同じ議論をしている時は取り立て額が五タラントンになっている。67で横領を告発するための布石とも解せる。

45. 身銭を切って：(48参照) 富裕市民の寄付 (epidoseis) のこと。デモステネス自身この負担をしばしば受け持った。ディオニュシア祭のコレゲイアその他、三段櫓船三隻建造費用、八タラントン (後に三タラントン足して城壁建造費に)、一タラントン (カイロネイア戦争の後)、一タラントン (穀物購入費)、マケドニアからの捕虜返還身代金が知られる。

47. アンドロティオン側の仮想弁論に反撃するという文脈をたどりながら、このあたりから、活写法 (enargeia) によって、徴収実態をまざまざと描き出し、それによって寡頭派の人物像を浮かび上がらせるという巧みな転換。この部分、特に47-56の半ばまで『ティモクラテス弾劾』160-168とほぼ同じ。

48. 籤で選ばれた官職：公職者の選出は、籤によるものと提案によるものがあつた。

国庫金は、陪審員手当 (dikastikon)、観劇手当 (theorikon)、民会手当 (ecclesiastikon) などの形で各市民の懐におさまったので、国庫金の不足とその充当を示唆する提案は、異常な関心を呼んだ。高官の背任、贈収賄だけでなく、貧乏人の少額隠しすらも、ただちに財産調査台帳 (apographe) に記入され、罰金が差し押さえに到ったので、この話題は告発者の常套でもあつた。市民権停止者の違反に目を光らせ、外国人、在留外国人の市民権侵害に異常ともいえる警戒心を見せたのも同じ事情に根ざす。国庫収入が最低であつた前三六〇-三五三年間には、市民がこれに最も神経質になったと推測される。金、銀の奉獻品から貨幣鑄造をすることは、アテナイ戦時にしばしば採られた策。

49. 当時の情勢も幸いして：いわゆる同盟市戦争のこと。キオス、コス、ロドス、ビュザンティオンなど同盟諸国の離反反乱を武力で鎮圧しようとしたアテナイは惨敗を喫し、この二年で国家財政を破綻に追い込む。アンドロティオンは、国家経済の建て直しのために十人の特別委員（『ティモクラテス弾劾』）のティモクラテスはその一人、162, 166, 169）を任命して、自分が長となり、滞納税金を取り立てて国庫を補充した。

51. エウクテモンに関することのみならず、アンドロティオンが一般にいかにも寡頭政治的暴虐を揮うかに話を移す。増大技法（比較）を用いて、アンドロティオンの暴虐を際立たせるが、比較対象が三十人政権であることが寡頭政治家との連想をいっそう容易にする。

取り立てるべきではなかったと……：富裕階級にたいする徴税は至当である、と改めて強調して、陪審員の多数を占める貧困者の怒りをたくみにかわす論法。しかし結局アンドロティオンが痛めつけたのは、どちらかという貧困層であった、という印象を残すことも忘れていない（65）。

取り立てられたこれっぽっちの金、（国政に）持ち込まれてしまったこのような慣習：対置構文で対照を鮮明にする。論法は45と同じ。

52. 歴史上最悪とされる三十人政権時代が引き合いに出されるが、実は三十人政権下の暴虐は軽減されて（アイスキネス『クテシッポス弾劾』235などを見よ）描写される。

問題にするつもりはない：わざと言わないと断って、かえって強く興味をかき立てる中頓法（aposiopesis）。

個人の家に刑務役人ヘンデカ（＝11人、の意。抽選で選ばれる役人で警察官、獄吏にあたるが、現行犯逮捕された盗人、誘拐犯、追い剥ぎを、もし罪を認めれば死刑に処し、異義を申し立てれば民衆裁判所に送るなど、裁判手続きにも深く関与する。『アテナイ人の国制』52. 1）を連れて侵入したこと、については、『ティモクラテス弾劾』197にも。

53. そうなるべき市民権停止処分の宣告を実際に受けていたら、アンドロティオンは法廷での発言を許されないはずである。53に見られる活写法（enargeia）は、この技法に定評のあるデモステネスの面目躍如であり、弁論術では説得の要因として“本当らしさ”が重視されるため、重要な技法。しかし弁論術への不信を生む技法でもある（プラトン『パイドロス』260 A, 267 A, 272 D-E）

55. どんなに運が悪くても：アテナイの場合、市民権停止を意味した。

56. 返済もせず、裁判もなしに：アンドロティオンの父アンドロンには、1. 不服申し立てをせず、科された金額を払うか、2. 不服申し立てを陪審廷に持ち込むか、のいずれかをする道があったのに、せずに脱獄した。

アンドロティオンの父の方は、1. 脱獄した、2. 収監された、3. 公権力による措置であった、4. 国庫にたいする借金ゆえであった、のに対し、アンドロティオンは市民を、1. 獄にひきずって行った、2. 個人の居宅からであった、3. 公権力による措置ではなかった、4. 払う理由のない金を払えないからであった、の対置構造が、調子の上昇とともに秀逸な修辞効果を生む。

57. シノペとパノストラへの差し押さえについては、『ティモクラテス弾劾』197に詳述あり。

道理だ——道理にかなわぬ——道理で：皮肉たっぷりに“道理（epiteideios）”の語を利かせる。快い音調で聴衆を惹きつける。道理で、は、“アンドロティオンのような無理無体なやり方なら、彼らが酷い目に合う、ないしは合ったのも道理だ”の意。

58. 君を育てたその人物：プラトン『プロタゴラス』315Cで言及されている（c. f. 『ゴルギアス』487 B）アンドロンと見る研究者がいる（Wayte）。そうだとすれば前四一年の四百人政権

に加わり、アンティポンとアルケプトレモスの国家反逆罪を告発して処刑に到らせたアンドロンである。『ティモクラテス弾劾』125によれば、多年にわたって（誇張ありとの古注）国庫負債のため獄にあった。本編によれば、ディオニュシア祭期間中の仮釈放で獄を出て戻らず、脱獄者となった。死ぬまでに負債を払わず、市民権停止を息子に残した（33, 34）。しかし以上は未証明で、証拠提出の義務を被告アンドロティオンに帰しているのは、原告弁論としては失点で、反対票につながったかもしれない。（デモステネス自身、アポボスによって類似の濡れ衣を着せられた経験があるので、誇張法に近い弁論術の一技法とも考えられる。）

60. 徴税額が少額であることは、16注参照。

62. 六分の一税：居留外人は、資産の六分の一を税として払わされたことが知られるが、これは一般市民と同額の割り当てへの追加分ではないか？（Wayte）

63. 同じ徴税役ながら、正反対の効果を挙げたサテュロスに对照させる増大技法。

64. この言葉：エウリピデスの失われた悲劇『ポイニクス』中の格言風のせりふ。人口に膾炙した格言風の文句は、伝統の権威により信頼感を増し、格調を高める。

65. 前三五五年の納税者の窮乏については、イソクラテス『平和について』128、クセノポン『歳入論』9.1参照。

65-78 一、ニカ所を除いて『ティモクラテス弾劾』172-186と同じ。

65-68 今回の取り立てが公共のためでないことは、もっと重大な国庫金欠損、將軍政治家たちの犯罪にあたって、不正の糾弾者としてアンドロティオンが一度も演壇に立たなかったことからわかる、の意。

……の間に、多数の將軍が国家に害をなし、多数の政治家が……あるいは身を隠し亡命したというのに：前三八五-三五五年の三十年間に断罪された政治家、將軍の主な者は、ティモテウス：対ラケダイモン戦（15注）の経緯を売国行為と見なされ、前三七三年有罪判決を受けた將軍。レスボス島で生涯の大半を暮らした。前三五五年に亡命。72節で名を挙げられたコノンの息子。

カリストラトス：前三六六年、オロボス失陥の責任を追求され、告訴された政治家。雄弁を揮って無罪となる。未成年のデモステネスが傍聴して感銘を受けたのはこの弁論。前三六一年再び告発されて死刑。

カブリアス：評議員カリストラトスの提案が決議され、將軍としてそれを実行したが、オロボス失陥の責任を追求され、前三六六年告訴され、死刑を求刑される。できるだけ本国を留守にした。

イピクラテス：前三五八年に告訴されるが無罪放免、しかし以後選出されず。トラキアで生涯の大半を暮らした。

以上は優れた將軍との評価があるが、カレスは無鉄砲、無能の將軍（前三五六-五年）と言われた。シゲイオンで生涯の大半を暮らした。この頃の將軍たちの最大の悩みは、アテナイ市民が自ら戦おうとせず、傭兵の賃金を払おうとしないことであり、戦争自体が経済行為（略奪など）となる他はなかったようである。

67 [彼らは諸君に対する……片棒を担ぎ（複数）……ピンはねしている（複数）……うまい汁を吸っている（複数）]：ここで急に複数になることを理由に、この部分を写本は、『ティモクラテス弾劾』174からの竄入、と。公職、軍職、外交使節などは蓄財の手段となることから、さらに国庫金に手をつけることは、最大の猜疑の対象となった。

微罪のある……：だから当然アンドロティオンは、貧乏な市民から少額取るより、將軍たち

(=大罪を犯した者)を糾弾すべきであったのにしなかった、の意。

私の言うこれ：国から二重にうまい汁を吸えること。

68. ディオニュシア祭の行進に合唱隊の舞をして：脱獄し終せたら、の意。わざとおどけて言い換えた。毎年三月に行われるディオニュシア祭期間中、恩赦によって受刑者は仮釈放されたが、その機を利用してアンドロンは脱獄した。

69. 祭典行進：パナテナイア祭のこと。

しかり：(Alla ne Dia) 対立する議論相手の、予想される主張を紹介するための導入句。デモステネス得意の皮肉をこめた文句。

修繕し：割る (katakopto) の意の婉曲語法 (periphrasis) で皮肉をこめた。

70. 不問に付すとしよう：aposiopesis

国有奴隷：財務監査役 (antigraphus) が彼らの役目の一つであった。

提案者、金細工師、財務官そして財務監査官になった：アンドロティオンは金冠鍍直しの提案弁論をし、鍍直し作業にみずから立ち合い、自分の好きなように国に経費報告をし、検査係を誰も置かなかつた。これですでに違法行為が成立している。

72. エウボイア人より、アテナイ国民に：前三五七年のこと。14節参照。

対ラケダイモン海戦より (凱旋せる) コノン：いわゆるクニドスの戦い (前三九四年) フェニキア艦隊とパルナバズ指揮下のペルシア軍の援助のもとに勝利を収め、アイゴスポタモイの海戦以来スパルタに奪われていた制海権を取り戻すとともに、スパルタの支配下にあった他のギリシア諸国を解放した (ディオドロス・シクロス. 14. 83)。これらアテナイの榮譽の具体例列挙は、ここでは論理的価値よりも感情的価値を持ち、それが必要な結びの箇所でも効果的に使われている。呼びかけがこの増大表現の強力な補助手段になっている。

74. ティモクラテスの名ははじめから出されていないので、ここで急に複数になるのは、この節を竄入と見なすエンペリウス以来の考えの根拠になる。しかし古注者によると、アンドロティオンを被告としているこの裁判には、ティモクラテスとその弁護者として並んで座っていた、と想像できる。従ってこの部分は竄入ではない、と。『ティモクラテス弾劾』は、逆にティモクラテスが被告で、その弁護人としてアンドロティオンが横に座っていた? (『ティモクラテス弾劾』182参照)

立派に処理された成果：アンドロティオン側が口にするであろう自画自賛の言葉。(69の「立派に処理した仕事」という相手側の自慢の言葉のくり返し)

一人は……もう一人は：アンドロティオンはティモクラテスの支持により無罪放免にしてみらえるだろう、と考え、ティモクラテスの方は、アンドロティオンの破廉恥ぶりにも平気である。

76. これがその証拠：弁論の真実性は、本当らしさ (eikos) と証拠 (tekmerion) によって固められる、というのがアッティカ弁論の伝統的考えであり、ここで弁論終結部の切り札となる単語として効果的に使われている。演説会場から見渡せるバルテノン神殿など一群の建物をアテナイの民主制のシンボルとして指しながら、寡頭派的政治家としてのアンドロティオンと対比させるの言葉。増大技法の一例。

ギリシア中最大量の金銭をかつて手にしながら……：ペリクレス時代を指す。アテナイ賛美の常套句「往昔の賞賛」は、ここでは現在のポリス精神の衰弱した風潮との対比が効果的。『レプティネス弾劾』10にも類似の文句が使われている。

バルテノン神殿：前四四七-四三六年間に、一部分デロス同盟基金 (前四五四年アテナイに移管) によって造った (トゥキユディデス. 2. 13. 3)

プロピュライア門：前四三九-四三二年間に建造。全ギリシアに壮麗を謳われた。

列柱回廊群：最も有名なのはストア・ポイキレ（彩画列柱回廊）。アゴラとケラメイコスの間にある。

77. 現代のアテナイ人が墮落している事は、アンドロティオンごときを聖血修理官に選んだことにまぎれもない、とここで陪審員自身の心の片隅にあるはずの廉恥心に触れる。

十分の一税：特定の税というよりは、一般に苛酷課税を指す。

アゴラから閉め出す：アンドロティオンが今告発されている市民権停止が執行されると、公共の集会からは閉め出された。

78. **アンドロティオンを**：前辞重反復 (epanadiplosis)。結論の役割である“まとめ”のかわりに、最も強い印象を与える一点に絞る選別技法 (hairesis) が使われ、神事の浄らかさとアンドロティオンの不浄さとを対比させ、アテナイ人の深い伝統的宗教感情に訴える。常套の神への呼びかけもある。アリストテレス『弁論術』1380 a 5における望ましい結びの要件、聞き手の心を実際に怒っているのと同じ状態になるように仕上げ、その怒りの原因をなしているのは被告側であり、彼らが人の怒りを招くような人間であるからだということを示さなければならない、を十全に満たしている。